

遊佐町告示第195号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、第562回遊佐町議会定例会を令和4年12月6日遊佐町役場に招集する。

令和4年11月9日

遊佐町長 時田 博機

第562回遊佐町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和4年12月6日（火曜日） 午前10時 開議（本会議）

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

議長報告

一般行政報告

教育行政報告

農業委員会報告

日程第 4 ※一般質問

☆

本日の会議に付した事件

（議事日程第1号に同じ）

☆

出欠席議員氏名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	本	間	知	広	君	2番	那	須	正	幸	君	
3番	佐	藤	俊	太	郎	君	4番	佐	藤	光	保	君

5番	齋藤武君	6番	松永裕美君
7番	菅原和幸君	8番	赤塚英一君
9番	阿部満吉君	10番	高橋冠治君
11番	齋藤弥志夫君	12番	土門治明君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町長	時田博機君	副町長	池田与四也君
総務課長	佐藤光弥君	企画課長	渡会和裕君
産業課長兼 農委事務局長	舘内ひろみ君	地域生活課長	太田智光君
健康福祉課長	池田久君	町民課長	後藤夕貴君
会計管理者	伊藤治樹君	教育長	土門敦君
教育委員会 選挙管理委員会 委員長	菅原三恵子君	農業委員会 代表監査委員	佐藤充君
	石垣ヒロ子君		本間康弘君

☆

出席した事務局職員

事務局長 鳥海広行 議事係長 船越早苗 主査 佐藤明子

☆

本 会 議

議長（土門治明君） おはようございます。ただいまより第562回遊佐町議会12月定例会を開会いたします。

（午前10時）

議長（土門治明君） 本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

また、本定例会に説明員として、町長はじめ各行政委員会の委員長、会長等の出席を求めましたところ、全員出席しておりますので、報告いたします。

上衣は自由にしてください。

また、発言する際、マスクは自由に外してください。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、遊佐町議会会議規則第127条の規定により7番、菅原和幸議員、8番、赤塚英一議員を指名いたします。

日程第2、本定例会の会期についてを議題といたします。恒例により、議会運営委員会、高橋冠治委員長より協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会、高橋冠治委員長、登壇願います。

議会運営委員会委員長（高橋冠治君） おはようございます。第562回遊佐町議会定例会の運営について、去る11月22日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、次のとおり意見決定しましたので、ご報告いたします。

初めに、本定例会の会期については、本日12月6日から12月9日までの4日間といたしました。

審議日程につきましては、お手元に配付のとおりでございますが、本日は議会の構成を行い、次に諸般の報告として、議長報告、一般行政報告、教育行政報告、農業委員会報告を行います。

次に、一般質問に入り、5人を予定しております。

第2日目の12月7日は、前日に引き続き一般質問を行い、6人を予定しております。終了次第、令和4年度各会計補正予算5件、条例案件4件、事件案件1件を一括上程し、補正予算につきましては、恒例により補正予算審査特別委員会を構成し、審査を付託したいと思います。

第3日目の12月8日は、終日各常任委員会を開催します。

第4日目の12月9日は、午前10時からおおむね3時まで補正予算審査特別委員会を行い、その後案文作成のため休憩に入ります。午後3時30分頃から本会議を開会し、条例案件4件の審議及び採決を行います。続いて、補正予算5件の審査結果報告及び採決、事件案件1件の審議及び採決、人事案件の審議及び採決を行います。次に、発議案件1件の審議及び採決を行い、終了次第、第562回定例会を閉会したいと思います。

議員各位のご協力をお願いいたします。

議長（土門治明君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日12月6日より12月9日までの4日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は4日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告に入ります。

初めに、議長の報告を行います。

議長報告

1. 系統議長会について

最上・荘内・村山地方町村議会議長会 議長合同研修会

① 期 日 令和4年10月6日（木）～7日（金）

② 場 所 朝 日 町

③ 内 容 (1) 講演

演題：「朝日町の輸出事業の取り組みについて」

講師：朝日町農林振興課農政係

菅井 元基 主事

(2) 視察研修

場所：JAさがえ西村山 広域多目的選果施設

2. 議員研修会について

庄内地方町村議会議長会 議員研修会

① 期 日 令和4年10月21日(金)

② 場 所 庄 内 町

③ 内 容 講演

演題：「出会いは人生を変え、感動は生き方を変える～人としての生き様」

講師：株式会社 大商金山牧場

代表取締役会長 小野木 覺 氏

3. 行政視察の報告について

総務厚生常任委員会

① 期 日 令和4年10月17日(月)～19日(水)

② 場 所 群馬県 川場村

群馬県 藤岡市

群馬県 太田市

埼玉県 寄居町

文教産建常任委員会

① 期 日 令和4年11月15日(火)～17日(木)

② 場 所 栃木県 小山市

千葉県 神崎町

茨城県 つくば市

茨城県 八千代町

次に、一般行政報告について、池田副町長より報告願います。

池田副町長。

副町長(池田与四也君)

一般行政報告

令和4年12月6日

1. 遊佐町役場新庁舎建設にかかる「感謝の会」の開催について。11月21日、新庁舎建設にご厚意をいただいた方々へ感謝の意を表する「感謝の会」を開催しました。地権者の皆さんや地元自治会、建設にあたってアドバイスをいただいた検討委員会、設計監理及び建設工事に尽力された会社など、11個人・団体

の皆様へ感謝状を贈呈しました。

2. 振興審議会の開催について。11月2日に振興審議会を開催し、遊佐町総合発展計画の第7期実施計画案について諮問を行いました。各部会等での慎重審議を経て、12月15日に答申をいただく予定です。

3. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について。国の令和4年度予備費により、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」が創設されました。本町では新たに子育て支援商品券事業など6事業を追加し、総額6,597万1,000円の事業実施計画を提出しました。国からは5,838万7,000円が限度額として交付される見込みです。

4. 臂曲地内岩石採取計画不認可処分に係る係争について。山形県が行った臂曲地内の岩石採取計画の不認可処分について、国の公害等調整委員会では、6月23日に業者の不服裁定申請を棄却する裁定を下しました。業者は裁定の取り消しを求めて、東京高等裁判所に訴訟提起し、今後は国を被告とした裁判が行われます。

5. 移住定住促進施策について。首都圏から本町への移住を推進するため、9月25日に開催された「ふるさと回帰フェア」と、10月9日に開催された「くらすべ山形！移住・交流フェア」に参加し、首都圏の移住希望者の相談に対応しました。

また、昨年度から実施している舞鶴地内若者定住住宅地の分譲販売について、今年度は残り3区画の販売を行ってきましたが、11月28日に最後の1区画の土地売買契約を締結し、全9区画の分譲販売を終了しました。

6. パーキングエリアタウン整備事業について。10月1日に遊佐町生涯学習センターにおいて、「遊佐PAT計画フォーラム2022」を開催しました。遊佐パーキングエリアタウン計画推進委員会検討結果報告及びトークセッションを実施し、約100名から参加いただきました。

7. 鳥海山シー・ツアー・サミット2022の開催について。9月10日・11日に、カヤック・自転車・登山の3種目で西浜から鳥海山山頂を目指すアウトドア体験イベント「鳥海山シー・ツアー・サミット」が第10回の記念大会として開催されました。3年ぶりではありましたが、県内外より約100名の選手から参加いただきました。

8. 秋の観光誘客キャンペーンの取り組みについて。10月30日、3年ぶりとなる「鮭のつかみどり大会」が開催されました。今回は当日参加の受け付けは行わず、前売りのみでの対応としました。前売り券は完売し、県内外から多くの親子連れが訪れ、鮭との触れ合いを楽しみました。

また、9月16日から10月31日まで、鳥海山誘客対策として、大平山荘・さんゆう利用者に抽選でプレゼントが当たる「秋の鳥海山大抽選会キャンペーン」を実施し、多くの皆様よりご利用いただきました。

9. 「遊佐町泊まってお得キャンペーン」の実施について。10月14日から、町内宿泊施設の宿泊者に町の特産品をプレゼントする「泊まってもらおう！遊佐の特産品」事業を展開しています。国の全国旅行支援のもと、県で実施している「やまがた旅割キャンペーン」の相乗効果もあり、町内外の多くの皆様から利用いただいています。

10. ふるさとづくり寄付金（ふるさと納税）について。11月22日現在、庄内米やメロンを中心に、2万8,079件、4億9,007万円の寄付をいただきました。昨年同期に比べ件数が約4,200件の減、寄付金額が約1,200万円の増となっています。

11. 企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の認定について。11月11日、内閣府の第66回地域再生計画の新規認定で、本町が申請していた「遊佐町まち・ひと・しごと創生推進計画」が採択されました。企業版ふるさと納税の実施が可能になったことから、今後は企業から、ふるさとづくり寄附金を募り、町の地域再生事業に活かしていきます。

12. 遊佐町キャッシュレス決済導入促進支援事業について。11月1日から11月30日まで実施した「お買い物は遊佐町で！Pay Payの利用で最大20%戻ってくるキャンペーン」は、11月27日現在、登録店舗数は122店舗で、1億7,614万9,612円のキャッシュレス決済の利用があり、キャンペーン特典の付与額は3,387万5,734円となりました。前回の同時期と比較して決済額で約1,000万円、付与額で約200万円の増となっています。

13. 松くい虫防除事業について。今年度の被害木調査を11月に完了し、被害量については、普通林において前年度比15%程度の減少となっています。今月下旬より冬季の松くい虫被害木伐倒駆除を行い、被害木の全量駆除を目指します。

また、11月11日には、青塚海岸において藤崎小学校、高瀬小学校の生徒を対象に松の植林作業など森林整備体験学習を行いました。

14. 遊佐町除雪対策本部の立ち上げについて。11月17日、酒田警察署遊佐交番、酒田地区広域行政組合消防署遊佐分署、除雪業者17社による遊佐町除雪対策連絡会議を開催しました。また、12月1日に遊佐町除雪対策本部を立ち上げました。

15. 住宅支援事業について。住宅支援事業の11月25日現在の受付状況は、持家住宅リフォーム支援金183件、定住住宅新築支援金23件、定住住宅取得支援金9件となっております。この内、下水道等接続を伴うリフォーム件数は22件となっています。

16. 遊佐沖洋上風力発電事業の進捗について。9月22日、11月22日に、遊佐町沖法定協議会地元構成員会議を開催し、第3回法定協議会に向けて漁業振興策・地域振興策などについて協議しました。この間、山形県が中心となり、地域振興策に係る町担当者へのヒアリング、漁業影響調査の専門家会議、町内漁業者への漁業振興策等の説明会などが行われています。

また、11月15日に遊佐沿岸域検討部会（遊佐部会）の地元メンバーで、視察研修会を開催しました。今年12月から商用運転開始予定の能代・秋田港湾内の洋上風車の見学や、先行自治体である由利本荘市エネルギー政策課との情報交換を行いました。

17. ゆざ町でこワン・でこニャンまつりの開催について。10月9日、遊佐中央公園において、動物愛護啓発を目的とした「ゆざ町でこワン・でこニャンまつり」を開催しました。

新型コロナの影響から3年ぶりの開催で、庄内アニマル倶楽部、山形県庄内保健所の協力のもと、今回は企画段階から遊佐高等学校有志からも参加していただき、フリスビードッグ体験やしつけ教室、記念撮影コーナーの設置等盛りだくさんの内容のイベントとなり、町内外から約450名の来場がありました。

18. 下水道事業について。11月末現在の下水道の接続状況は、公共下水道区域では供用開始戸数4,035戸のうち3,095戸で、接続率76.7%となっています。

農業集落排水区域では、供用開始戸数501戸のうち435戸で、接続率86.8%となっています。

19. マイナンバーカードの普及促進について。10月31日現在、本町のマイナンバーカードの交付件数は

6,726件51.50%で、この時点では山形県の交付率49.09%、また国の交付率51.10%を超える結果となりました。

以上です。

議長（土門治明君） 続いて、教育行政報告について、土門教育長より報告願います。

土門教育長。

教育長（土門 敦君）

教育行政報告

令和4年12月6日

1. 教育委員会会議の開催状況について。11月11日に遊佐町教育委員会会議を開催し、『第2次遊佐町教育振興基本計画後期計画』の策定についての議案が可決されました。

2. 教育委員の施設訪問について。11月16日、24日、25日の3日間、教育委員による町内小中学校及び、町立図書館の施設訪問を実施し、授業の様子を参観するとともに今年度の取り組みと成果について意見交換を行いました。

3. 遊佐町立小学校新校開校準備委員会について。10月5日に学校部会、11月2日に総務部会を開催し、11月9日には第9回目の理事会を開催し、各工事・設計等の進捗状況、新校校歌制定委員会の進捗状況、見守り隊の方向性、新校の年間教育計画等について協議しました。

また、11月14日には児童が乗車してのスクールバスの試運転を行いました。

4. 学校教育施設整備について。8月19日完成：遊佐小学校教具室整備工事。8月31日完成：遊佐小学校第2職員室整備工事。9月30日完成：遊佐小学校高学年棟トイレ改修工事。

5. 遊佐町立小学校閉校式の実施について。10月15日から12月3日までの間、町内各小学校で閉校式が行われました。地域の方々や、歴代の教職員の皆様からご出席いただき、長い歴史を刻んだ学び舎に感謝しながら、新校開校に向けて新たな一步を踏み出しました。

6. 遊佐高校就学支援事業について。通学支援の通学乗合タクシーについては、現在、松山方面、浜中方面の2路線に自然体験型留学生用の野沢方面の路線を加えた3路線で運行し、8名の生徒が利用しています。

普通自動車免許を取得する3年生に対し、補助金を交付するキャリアアップ支援については、10月1日から申し込みを開始したところ、3名の申し込みがありました。3月1日まで申し込みを受け付けており、今後も増える見込みです。

7. 学校運営について。各小中学校においては、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、運動会や学習発表会、輝雄祭等の各種行事が実施されました。

各校で授業改善に向けた授業研究会が行われ、「教科が好きになる授業づくり」をめざした取り組みが行われています。10月12日には町教育委員会委嘱公開研究発表会が遊佐中学校で開催され、外部講師による講演も実施されました。

飽海地区中学校体育連盟主催の新人総合体育大会においては、男女バスケットボール部、女子バレーボール部、男女ソフトテニス部団体、柔道部女子団体、剣道部男子団体、その他にも個人で、卓球部、柔道部、剣道部が県北ブロック大会に出場し、多くの競技で素晴らしい成績を残しました。

また、県中学校駅伝競争大会では女子チームが4位に入賞し、東北大会に県代表として出場しました。

8. コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の推進について。各小中学校において、10月から1月にかけて第2回学校運営協議会が計画されており、現時点で5校で開催し、これまでの成果と課題を受け、新校の学校経営のグランドデザインについての熟議等が行なわれました。遊佐中学校では「拡大学校運営協議会」として中学生も熟議に参加しました。

また、地域人材を活用した中学3年生向けの学習支援塾では、学年の6割から参加申込がありました。講師11名の協力を得て、9月から2月まで、土曜日の午前中に生涯学習センターを会場に、数学と英語の指導を15回予定しております。

9. 遊佐町史編さん委員及び編集委員合同委員会の開催について。9月14日に遊佐町史編さん委員及び編集委員合同委員会を開催し、主として今年度末に発刊を予定している遊佐町史下巻編成作業の進捗状況、今後のスケジュールの確認を行いました。

10. 遊佐町民俗芸能公演会の開催について。10月23日に遊佐町生涯学習センターで、第61回遊佐町民俗芸能公演会を開催しました。令和元年度の公演会以降、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を見送ってきましたが、規模を縮小しながらも、町内4団体と町外からの招待団体の合計5団体の出演により開催しました。観客の方々は、ステージでの迫力ある舞の魅力に引き込まれていました。

11. 史跡小山崎遺跡整備基本計画策定委員会の開催について。11月11日に2回目の策定委員会を開催しました。8月に開催した第1回策定委員会での協議内容を踏まえ、森づくりや遺構表現方法などの具体的な整備内容について協議しました。植物考古学を専門とする大学名誉教授や、樹木医事務所代表の方から事業協力者として、整備に関する指導・助言を仰ぎました。

3回目の策定委員会は、2月の開催を予定しています。

12. 第51回遊佐町芸術祭について。新型コロナウイルス感染症予防対策を講じながら、10月9日に開幕式典が行われ、芸術文化協会に加盟する18団体1個人のうち、14団体によるステージ部門、展示部門を開催しております。12月13日には芸術祭閉幕式が行われます。

13. 「早起き・朝ごはん・躍動・早寝」「いじめ防止」標語優秀作品の表彰について。今年度の子育てフォーラムは、山形県内を会場に日本PTA全国研究大会の開催、遊佐中学校創立30周年記念事業や各小学校で閉校式等の行事があるため、実行委員会において延期と判断しました。フォーラムの式典で表彰予定だった小中学生児童生徒の標語優秀作品については、11月3日に生涯学習センターにて表彰式を行いました。

14. 第20期少年町長・少年議会について。今年度の政策である「ゆぎマルシェ」は、11月6日に遊佐地域づくり協議会主催の「まるっと遊佐まつり」において開催しました。当日は多くの来場者で賑わい、少年議員が選んだ商品が完売しました。

また、9月30日に遊佐町議会議員と意見交換会、10月8日には「鳥海山神鹿角切り」に参加し、12月19日には第3回少年議会を開催します。

15. 青少年育成活動について。青少年育成センター事業のJR広域列車指導で、10月31日に遊佐駅から酒田駅まで列車に乗車し、高校生等の列車マナーなどを見て回りました。他の乗客の迷惑になるようなことはありませんでした。

また、青少年指導員が、中高生ボランティアサークル「くじら」の活動支援として、図書館の落ち葉清掃を行いました。それに呼応して、駅前一区自治会の環境推進員からも作業に参加いただき、地域が連携して取り組む気運が広がっています。

16. 青少年の社会参加について。中高生ボランティアサークル「くじら」は、活動内容によって可能な限り青少年育成推進員や自治会役員等と一緒にボランティアを行い、地域づくりに参画している意識を持って取り組むことができました。今年度は、新たに遊佐町ロードレース大会や、クロマツ保安林枝打ち作業などの依頼があり、ボランティアサークルとしての認知度と社会貢献の高まりが感じられる状況となっています。

以上でございます。

議長（土門治明君） 続いて、農業委員会報告について、佐藤会長より報告願います。

農業委員会会長（佐藤 充君）

農業委員会報告

令和4年12月6日

1. 農業委員会委員の改選について。12月1日に開催された初総会で互選の結果、会長に私、佐藤充が、会長代理に伊原ひとみ委員が選出されました。

任期は令和4年12月1日より令和7年11月30日までの3年間で、16名体制でスタートしました。

以上であります。

議長（土門治明君） 以上で諸般の報告を終了いたします。

次に、日程第4、一般質問に入ります。

一般質問における持ち時間は、質問、答弁を含め60分以内であります。質問、答弁とも簡明にお願いいたします。

それでは、あらかじめ質問の通告がありますので、通告順に発言を許可いたします。

7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） それでは、10月15日に高瀬小学校から始まりました閉校式、先週に行われた遊佐小学校も無事終えることができました。この地に生まれ育った私としては、今は取り壊された旧の小学校といいますか、校舎、そのことを思い出しながら高瀬のほうに参加をさせていただきました。その際、39年の6月の16日午後1時に起きました新潟地震ですか、あのことを思い出しまして、みんな同級生と手をつなぎながら避難したことを思い出しながら閉校式に参加させていただいたところでありました。

それでは、質問に入ります。小学校が閉校するに当たり、まちづくり協議会では、地域の将来を見据えた地域づくり計画を取りまとめ、要望書として町に提出された地区もあります。特にこれまでの経過から、空き校舎にまちづくりセンターが移転される地区では、令和5年度以降、対応が加速されるものと考えられます。閉校後のことについては、遊佐町小学校空き校舎活用検討委員会で検討されていることは理解をしておりました。先週末には遊佐小学校空き校舎活用基本計画案に対するパブリックコメントの募集が始まっているようであります。当町では、巨額の投資を伴う遊佐パーキングエリアタウン整備事業を進める一方で、老朽化しています福祉施設や文化財保全等に係る関連施設などへの対応も今後の課題になるものと認識しております。これらの事業は、一朝一夕に進めることはできません。町の財政面なども考慮

し、優先順位なども決定しなければなりません。現在、令和5年度予算編成に関し、振興審議会が開催されているようですが、振興審議会への提案の前提となる各事業計画はどのような過程を踏まえ確定されているのか伺います。

以上、壇上からの質問といたします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） おはようございます。12月定例議会、最初の質問者であります菅原和幸議員に答弁をさせていただきます。考えてみますと、庁舎できてから全て1回目は菅原和幸議員のような気がして答弁させていただきます。

各地区につきましては、空き校舎の利活用につきまして各地区ごとにやっぱり地域計画、地域づくり計画を策定された地域もあるわけですがけれども、大変地区ごとに議論いただいて、そして計画を策定して提案いただいているということ、すばらしい活動に、まずは感謝をしなければならないと思っています。空き校舎の利活用計画については、現在、遊佐町空き校舎利活用基本計画案、いわゆる素案を策定し終えたところでありますので、パブリックコメントを受けている最中であります。たしか12月23日までパブリックコメントを受け付けている途中と伺っておりますが、まずはその後に遊佐町空き校舎利活用検討委員会での意見をまとめていただいて、12月中には策定をする予定であります。この計画は、町民共有の財産である、いわゆる令和5年度から閉校されるであろう4つの小学校について、地域の意向やニーズに配慮しつつ、町が抱える課題や財政状況の現状を踏まえて、空き校舎の利活用が町や地域のさらなる発展につながるよう、利活用の指針として策定していただいているものであります。

今後の空き校舎の利活用としては、蕨岡、高瀬の各まちづくりセンターの小学校への移転改築などが計画されております。振興審議会に提案する今後3年間の第7期実施計画案に盛り込み、これらも振興審議会で現在審議をいただいているところであります。各課で実施計画の財政計画を作成する前提として、本町の目指すべき将来像を定めた遊佐町総合発展計画をはじめ、まち・ひと・しごと創生遊佐町総合戦略や遊佐町教育振興基本計画、定住促進計画などの各課横断的な行政計画や個別の行政計画、整備計画等を踏まえて、翌年度の予算編成につながるよう、事業費を積算し、作成しているところであります。最終的に実施計画の作成に際しては、町の財政負担の平準化と町民生活や社会経済情勢、財政確保などの状況を踏まえ、事業の優先度を見極め、調整の上、3年間の財政計画を作成することとなります。第7期実施計画は、現在振興審議会で審議中ではありますが、そこでもしっかりと議論や意見をいただいた上で、策定、公表へつなげていきたいと考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） それでは、自席のほうから質問させていただきます。

一般質問、この関係について行うわけですが、ちょっと背景を説明しますと、今の本議会には4つの特別委員会が設置されております。その中で、遊佐パーキングエリアタウン整備に係る調査特別委員会、これは令和2年の9月の539回議会で設置された経過があります。設置に当たっては、議員のほうから提案あった際に、私としては財政計画も含めたような特別委員会もあってもいいのではないかという提案をさせていただきました、全員協議会のほうで。みんなの総意で今の4つの特別委員会でいろいろここまで来て

おります。やっぱり自分としては、令和4年度、今日で定例会3回目になります。一応6月議会ではインフラ整備に関する質問をさせていただきまして、9月では人口の減少を踏まえた行政運営といいですか、保育園のこととかいろいろ触れさせていただきました。それで、今回の12月議会では、今のまちづくりセンターの今後のことについてと財政面のことについて質問をさせていただきたいと思います。

それで、実は壇上でも述べましたが、空き校舎へまちづくりセンターが移転する地区については、地区でも協議をされまして、町長、それから議会の議長のほうにも、3地区ほどですか、要望がなされていると思っております。そんな中で、実は私は高瀬地区ですので、高瀬のほうでもまちづくりセンターのほうで改築検討委員会を設置をすると、そういうことがあって、応募を募った経過があります。それで、私は議員という立場なのですが、3番議員の佐藤俊太郎さんと2人、応募枠に応募して参加をさせていただきました。それで、6回ほどの会合を持ちまして、最終的なまとめたものがあります。ただ、その第1回目の席上言われたことが1つございまして、ある出席者から、私も佐藤さんも議員だったわけですが、自分たちがまず時間をかけて地区で協議していろいろまとめたものであっても、その時点で町のほうでは計画持っていなかったものですから、5年度に高瀬小学校の跡に移転するようなことが可能なかどうかと、正直言えば自分たちがまとめたものが町に認められるのかというようなニュアンスのことを冒頭に言われたことがありました。その際私が申し上げたのは、当然議会は執行部ではありませんので、令和5年度すぐに移転は、これあり得ないと。それで、今、振興審議会のほうであるように、計画を策定して財政面も全て考慮して、それらを諮問して答申を受け、実質的には動いていくのだというようなことの答弁というか、対応をさせていただきました。それで、今、令和4年度、早くても5年、6年くらいになるのではないかとということで、その発言された方には説明をしたところであります。

それで、一応壇上のほうで、各事業計画、どのような過程を踏まえて確定されるのかということで述べたわけですが、今言ったようなことのほかに、実は今年の2月の24日、この会場で総務厚生常任委員会の出張懇談会という位置づけでしたけれども、一応各まちづくり協議会の会長、それから事務方の方、ここに集まっていたいろいろな意見をいただいた中に、小学校の統合による空き校舎の有効利用という課題もありました。その会で出てきたのは、やはり今の庁舎が雨漏りしているというか、早めに対応願えないかというのが2つの地区でしたか、今移転をしようとしている2つの地区からございました。そういうことがあったところでございます。

それで、ちょっと質問のほうに移ってまいります。実は今年の7月28日に、町長に対して温井教授が委員長を務めております計画推進委員会のほうから意見書の提出がありました。ちょっとこの報告書を一通り見せていただきました。実は、その前に公開されている資料の中に、新道の駅のテーマ・コンセプト（案）という字があって、鳥海山とあって、いろいろ矢印飛んでいるような図面がありました。最初からあれ見ていたときに高瀬小学校のほう、矢印が飛んでいるものですから、先ほど冒頭に言ったとおり、自分たちが検討したものをというようなことを言われたと申し上げましたが、その内容でちょっと前から自分の気持ちの中でそういう引っかかりがあったということです。それで、その意見書の34ページ見ますと、こういうフレーズがあります。「事業者のインセンティブ設定のひとつとして、町内の公有地・公共施設（例えば高瀬小学校の一部など）の運営もセットすることを検討します」という2行くらいのフレーズがあったわけなのですが、先ほど申し上げたとおり、先週の金曜日にパブリックコメントがやっている

いう公開もされました。

それで、企画課長にちょっとお尋ねします。今申し上げたとおり、高瀬の改築検討委員会のほうでのさつき私が言った、町が主体に決定する部分が、この図を見る限り、あるように感じたものですから、このパブリックコメントをするに当たります、要望者であります各まち協のほうと事前に協議をされて公表されたのかということ、1点。

それから、意見書の先ほど読み上げましたフレーズに、運営もセットすると、そのようなフレーズもありましたので、町政座談会のほうで地域生活課長のほうからいろいろ示された下のほうに工程が載っております、あれを見ますとPAT整備計画で指定管理者が決定するのが今年の令和4年から5年といいますか、そうあったものですから、最終的には指定管理者が決まらないと、先ほど言った運営面とのセットの部分が確定しないのかどうか、そこを質問させていただきます。

議長（土門治明君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えさせていただきます。

2点ほどのご質問でございました。まず1つ目でございますけれども、現在、先週の金曜日から、空き校舎の利活用基本計画、素案といたしましてパブリックコメントに付させていただきますけれども、こちらにパブリックコメントを実施するに当たって、要望者である各まちづくり協議会のほうと協議をしたのかといったようなご質問だったと思います。こちらにつきましては、これまでお話ありましたとおり、吹浦、蕨岡、高瀬、3つの地区のまちづくり協議会のほうから要望書等、提出いただいておりますけれども、まずは3地区からは前年度中に要望書をいただいておりますし、その内容も当然確認をさせていただいております。その後の経過といたしましては、そういった要望書を踏まえながら、各まちづくり協議会のほうに足を運びまして、ヒアリングをさせていただいたという経過がございます。こちらが今年度の6月の20日過ぎから下旬まで、各協議会との意見交換等をさせていただいたものでございます。その際にもいろいろ意見交換もさせていただいておりますので、町の方針を説明させていただいて、当然、要望書などにつきましては最大限尊重させていただいて、整備のほうにつなげていきたいといったようなお話もさせていただいておりますし、直近でいきますと11月の末の段階で、各まちづくり協議会の会長さんとか事務局長さんから、役場においでをいただいて、研修会の場を設定させていただきました。その際に、パブリックコメントにつきましては最終的な素案をお示しをさせていただいて、今後パブリックコメントを実施いたしますといったような説明をさせていただいたところでございます。そういった部分で申しますれば、事前に協議と意見交換をさせていただいた上での公表ということでご理解をいただきたいと思っております。

あともう一つのご質問でございました、パーキングエリアタウンの計画推進委員会からの意見書のほうに記載がございました件でございますけれども、意見書のほうには運営もセットで検討するといったようなことも書かせていただいておりますけれども、ご質問でいきますれば、指定管理候補者が決定するまでこちらの事業は確定しないのかといったような、旧高瀬小学校となる施設の跡地利用が決まらないのかといったようなご質問かと思っておりますけれども、こちらの計画の段階でいきますと、まだ確定ではございませんけれども、パーキングエリアタウンの事業を担っていただける事業者の公募につきまして、こういった考え方もあるよということではありますけれども、今のところ高瀬小学校跡地の施設管理

運営、こちらの部分については必須項目にはしない方向で考えております。活用可能な公共施設、高瀬小学校跡地が活用可能な公共施設として、事業者の方が考える自由な提案、そういったものは求めたいと思っておりますけれども、実際の具体的な動きにつきましては、候補者が決定された後に候補者の協議によるということになるかと思っておりますので、今の段階のスケジュール的なお話をさせていただきますと、令和5年度内に事業者、事業候補者の決定を見まして、具体的な活用内容の協議をしていくといったようなことですので、今のご質問からすれば、それまではまだ内容確定しないと言ったような認識であります。やはり候補者との協議いかにかかっているかなど。費用負担ですとか、様々お互いの考え方、思惑を調整していかないと決定できないというふうにこちらのほうでは思っておるところでございます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 今の対応は、一応答弁いただいた内容で理解をしたところです。

それで、実は先日、町民と議会の懇談会、12日行ったわけですが、令和3年度だったか、あれは2年度か、の際にいろいろ出た中身で、執行部のほうにつないだ際に、実は令和2年の12月4日付で町のホームページのほうに企画課のほうから小学校統合後の校舎等利活用に当たって考慮すべき課題の公表についてということで、12月1日付でアップになってございました。それについては10項目ほどあって、その考慮すべき課題等を記載したものが公開になっております。

それで、先ほど壇上で若干触れた福祉施設、それから文化施設関連に関する施設のことについて若干述べさせていただきますが、教育課長のほうに質問させていただきます。一応6月議会でも若干触れたのですが、小山崎遺跡については令和元年の11月15日に国の文化財審議会のほうで議決されまして、その後官報に載って、国史跡に指定されました。今現在、先ほど説明あったとおり、整備基本計画を策定すると、そういう作業をやっているということは理解しております。それで、先日ちょっと聞きましたら11月の11の日、朝9時から5時過ぎまで、庁舎の前のあれ見ますと、第2回目の検討委員会やられておったようでした。それで、実は小山崎遺跡、やっぱり高瀬、吹浦地区でも非常に関心があったものですから、今年の7月13日に高瀬のまちづくり協議会の会長と区長会長、山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館ですか、そちらにいろいろ視察を行った経過があります。

そんな中でちょっと質問させていただきますが、ちょっと1点目は今のとは関係ないのですが、今年のお知らせ号、ちょっと号数忘れましたが、それに史跡小山崎遺跡整備基本計画策定支援業務の事業概要、事業、業務の委託ということで、仙台にありますある株式会社の支店のほうと330万円ほどで契約されているようです。この内容についてと、もう一つは、この小山崎遺跡に関することについて、先ほど空き校舎の基本計画のことに触れましたが、それに吹浦小学校の部分に文化系のスペースとしてのくくりが囲まれてといたしますか、そういうものがあったものですから、この史跡小山崎遺跡整備基本計画策定委員会の中での展示施設といたしますか、そういう施設の検討がなされているのか。あくまでもまだ途中ですので、答弁できる範囲内で結構ですので、質問させていただきます。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えいたします。

まず1点目、史跡小山崎遺跡整備基本計画策定支援業務という点につきましてでございますが、この国

指定の史跡に係る計画策定支援に携わってこられている実績、知見のある事業者というところで、主に事業者よりこの委員会のほうに参加してもらいながら、この委員会の運営支援、史跡の整備に関して、このように整備しているといった全国的な事例の情報収集と情報提供、資料の作成などをいただいているものがございます。

先ほど施設の設置に係る検討はというところでのご質問でございました。まず、今現在この令和4年3月に策定しました史跡小山崎遺跡の保存活用計画を受けまして、具体的な活用と整備について、令和4年度と5年度の2か年をかけて、史跡小山崎遺跡整備基本計画策定委員会で第1回目、8月を皮切りに検討を始めたところでございます。その中で、吹浦小の活用を想定して、先ほどパブリックコメントでされて検討されております遊佐町空き校舎利活用基本計画素案に載せておるところでございます。公開、活用に関する計画につきましては、この計画策定支援業務業者との契約事項にも含まれておりますけれども、策定委員会の中では、公開、活用について、小山崎遺跡の展示施設はもとより、歴史民俗学習館の民具の有無なども含めた町の総合的な資料館の整備の想定などの意見も出されているというところでございます。どのように活用するのか、意見の調整というのはこれからでございまして、また具体的な議論までには至っていないというところでございます。財源確保なども含めて今後の検討ということになりますので、申し添えたいと思います。

以上でございます。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 今のところはまだ未確定というか、決定にはいっていないと。前の、いつか忘れましたが、旧菅里中学校、あれも活用すべきではないかというようなことをちょっと一般質問で言ったことを、今言われまして思い出したところです。

それで、健康福祉課長のほうに端的にお伺いしますが、今要望上がっている中で、2つの小学校のほうに総合福祉センターですか、社会福祉協議会が入っている建物、私もあの近所でずっと勤めたものですから非常に当時は、53年頃はモダンな建物だなと思って感じたところですが、あそこについては当然、かなり老朽化が進んでいるということで、例えば旧の小学校には、来てくださいというのは失礼ですが、そんな話もあったと聞いています。ただ、今のいろいろな情報を聞きますと、それはもうゼロになって、なくなったということがあって、独自に何か検討委員会を社会福祉協議会のほうでやっているような情報も聞こえてきますので、短くで結構ですので、ちょっと質問させていただきます。

議長（土門治明君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 社会福祉協議会につきましては、以前、小学校のほうに空き校舎ということで、入る予定ということでありましたけれども、今現在は、まず自分たちでどこに建てるかとかという、大きな視点でまず考えてもらうということで進めているわけでありまして、その中で社会福祉協議会の中に施設整備検討委員会を設置しまして、今話し合っているところであります。

検討委員会のメンバーにつきましては、社会福祉協議会の中の理事、評議員、それから監事の代表11名で組織されていまして、第1回目を10月に、第2回目につきましては今月に開催する予定となっております。その中で話し合っていることにつきましては、建設場所、あるいは施設の内容、例えば会議室の数等、あるいは事務室のづくり等、そういった中身、それから駐車場と、あらゆることについて現在話し合っ

いる途中ということで聞いております。

以上です。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） この件については主体が町ではございませんので、当時も約15%ほど町が補助したと、そういう形で建設をされたようでありました。

ということで、もう一度企画課長のほうに質問させていただきますが、一応今言ったような大きな懸案的なものが大体方向づけになった中で、先日の10月の遊佐町のホームページ見ていましたら、町長の挨拶も衣替えしたといえますか、変更されておまして、空き校舎の利活用に関するような記載がありました。自分としては、やっぱり今後は年次計画を立て、財政的なもの、そういうものを含めて今後進めていくべきかなと、そう考えております。あえてここで企画課長のほうにお尋ねしますが、現在、令和5年度予算、振興審議会、開催されておりますが、大体3年先までしか、自分の経験からいきますと、諮問しないというのですか、そうだと思いますが、現在でこの空き校舎利活用に係る総事業費は恐らくまだ確定はしていないのだらうと思いつつ、ちょっとそこを確認をさせていただきたいのですが、質問させていただきます。

議長（土門治明君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

ただいまのご質問は、空き校舎の利用に関する部分での総事業費、現状では確定していないのではないかとお話をいただきました。結論から申しますと、まだ未定であるという回答になるかと思えます。議員お話しいただきましたとおり、毎年実施計画等のローリングするわけではありますけれども、現在審議をしておりますのが令和5年度、6年度、7年度、この3か年の事業について各課で事業を提示をして、振興審議会の委員の皆様からご審議をいただいているというものになります。その3か年の中で全てその空き校舎を利用した事業が完結するものであれば、数字等は把握できる部分もあるわけですが、ただいまの教育課長のほうからお話があったように、例えば小山崎遺跡のガイダンス施設の部分ですとか、そういった部分もまだ検討中ということもございまして、事業費等についてはまだ先になるのかなというものもございまして。来年度早々に取り組まなければいけない部分については事業費等も把握はしておりますけれども、そのほかのものがまだ未定、未確定のものがございまして、総事業費というご質問からすれば、現在では定まっておられませんといったことになろうかと思えます。

以上です。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 今の答弁で理解をしました。

それで、実はこの庁舎、ここに移ってから1年以上経過をしました。ちょっと復習しますと、この庁舎、23億8,000万円ほどで、22%ぐらいですが、熊本地震の関係で創設なった。結果として補助金と見れるような、率そのぐらいの補助がたしかあったと記憶はしております。それで、いろいろ先日財政の係長に聞きましたら、ちょっと長い債務で覚え切れませんでした。3つの債というか借入金ですか、そのもので69%ぐらいは3つの起債を財源にした中身でございました。それで、基本的にはこの町の庁舎建設に関しましては起債が19億5,000万円ほどが実質の負担になるようでした。

それで、そんな中で先ほど来若干触れています遊佐PAT、パーキングエリアタウン、これについてもやっぱり町長の施政方針で述べているように、ビッグプロジェクトの一つとして進めると、そう言うております。所管は企画のほうでやっておりますが、最後は総務課の財政のほうがうんと言わない限り進まないとは思いますが、そうしますとやっぱり、全て要望されたから上がるのではなくて、やっぱり向こうで、当時の堀修課長が総務課長のときに使った言葉がスクラップ・アンド・ビルドといますか、取捨選択といますか、そういうことも今後やっぱりあると思います。それで、早期にやっぱり、先ほどまだ確定はしていないということでしたが、空き校舎の利活用に関わる財政計画、これもやっぱり明確にさせていただく必要があるのかなと、そう思います。そういうことでこの質問は終わります。

それで、ちょっと急ぎますが、今現在、財政のほうの状況に若干続いて触れたいと思います。今、本町の一般会計見ますと、基金については17の基金で33億8,400万円ほど基金が積立てになっております。主なものとしては財政調整基金が約12億2,600万円、それからパーキングエリアタウン整備基金が4億2,000万円ほどになります。そんな中で、これがすぐ見れたのが遊佐町財政状況説明書の作成及び公表に関する条例というのが、私が生まれた2歳頃にできた条例のようです。ですからかなり、あえて計算はしませんが、60年以上になっている条例であります。これで公開になっております。それで、現在の町債、町の借入金の総額が約98億円ということ載っております。

それで、ちょっと総務課長のほうにお尋ねしたいのですが、98億円、当然償還すべき額なわけで、全てが全て過疎債ではないと思うのですが、過疎債ですと70%ほどが交付税措置になると、そのようには理解しておりますが、1点目として、この98億円のうち、実質的な町の負担の割合といますか。額的なものは当然無理なので、それが1点目です。

それから2つ目が、各年度の償還額といますか、それを表にしたものがあるのかどうか。決算書で、決算では決算状況調査表を見れば、その前年度、決算年度の額が当然出てきます。それとは別に、一体的に見れるようなものが作成されているのかということ。

あと、先ほど言った所管の課と財政担当の総務課のほうでいろいろ立場が違うわけですが、その辺の債務の償還等について、各課と総務課のほうで連携が取れているのかどうか、この3点質問させていただきます。

議長（土門治明君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） ただいまご質問のありました3点ですけれども、最初に一般会計における町債の残高、98億円ほどあるわけですけれども、その中での実質的な町の負担ということですから、令和4年度以降の元利償還金の総額は約100億8,400万円と想定をしております。そのうち国が負担する額、いわゆる交付税措置によって収入として入ってくる分については約70億7,800万円ほどと想定をしておりますので、実質的な負担については30億円程度かなと試算をしているところになります。

それから、償還計画ですけれども、当然起債をして、その起債ごとに据置き年度、それから何年間で返すということで、毎年の償還額が想定されますので、それを基にした償還の毎年の計画というのはあるところでありまして、それについては公表はしていないというのが現状になります。ただ、先ほどの振興審議会等での財政計画の中では3年後ぐらいまでについてはお示しをしているという状況になるかと思っております。

それから、総務課、財政のほうと、その事業をしている所管課での情報共有ということですが、各年度、その事業における補助金等については当然所管課で将来来る会検のためとかということでもしっかり把握して引き継がれていくわけではありますけれども、実際その年、該当して担当している年については、起債が入っているということについては連絡というか情報は共有しているかと思えますけれども、その後、起債の期間が20年、30年となれば、その事業がどういった起債を借りてその年に幾ら返しているということについては、情報共有しているという状況にはなかなかないのかなと思っております。

以上です。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） おおむね3割がまず返還すべき額かなということで理解をしました。

実はこの償還について、私も前職で経験しまして、55年から約250億円ほどの事業をやりました。町のほうからも10%の負担をいただいてやってきたわけですが、やっと来年で全ての償還を終えると、そのような情報ありました。当時はいろいろ声があつて、反対の署名運動までされたということで、結果として今の圃場整備がやっと終わって、借金というか借入金の返還も終わるという状況があります。

ちょっとまた時間が差し迫ってまいりましたが、パーキングエリアについて、またここで企画課長のほうに、ちょっと状況だけお伺いします。ちょっとはしょってしますが、実は30年の9月に議会運営委員会のほうで米沢、道の駅のほうに視察を行ったことがございました。それで、当時の資料見まして、いろいろ、国、県、それから米沢市の負担割合、計算してみますと、米沢の場合は国ではなくて県と米沢市の中身で調整されて、米沢市の分野で国の補助を受けているような状況です。今の遊佐パーキングエリアの場合は、財政的なものからいくと、遊佐町と国が一体的に進めるというような、そんな理解でよろしいのでしょうか。県は特に、関与という言い方は失礼ですが、主体的には入らないということの理解でよろしいのでしょうか。

以上です。

議長（土門治明君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えをいたします。

ただいまの米沢の道の駅の例を出しながらご質問いただきましたけれども、米沢の道の駅の部分につきましては、今お話ありましたとおり、山形県が道路管理者となっておりまして、道路管理者との一体型整備ということになりますので、米沢は山形県の事業負担の金額が結構大きい数字が出ているということでございます。

一方、遊佐町の場合になりますけれども、遊佐町の場合は国土交通省、国との一体型整備を想定しておるということでございますので、県からの事業費としては見込んではないということ。そのほかの、現時点で遊佐町のほうで活用できそうな県単の補助事業、そういったものもないというふうにこちらのほうでは把握をしておるところでございます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） てっきり米沢と同じく県のほうからもいただけるのかなと思いつつ、いろいろ見てみますと、今答弁いただいた内容のよう確認したところです。

ちょっと急ぎますが、実は遊佐町、平成22年度中に過疎の地域指定を受けていると理解しております。それで、今までですと過疎地域自立促進特別措置法というのがあったのですが、基本的には新たな法律の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、これ議員立法ですが、それに替わっております。ただ、過疎債といいますと、いかにもすぐ借りられるような認識はできるのですが、私の認識ですと、決して申請したからすぐできるのではなくて、当然県の同意が必要だと。事業の枠とかそういうものが審査あると思います。それで、総務課長のほうにちょっとお尋ねしたいのですが、今言ったとおり、過疎債の発行についてはやはり調整が必要であるのかなと、そういう認識でありますので、申請年度の状態等が一つのポイントになると思います。それで、もう一つはちょっとあまり知識がないものですから、過疎対策事業債の償還、これについては12年償還のうち3年間据置きであると、そんなことでよろしいかと、先ほどちょっと町債のやつ今出てきましたので、町債については公共施設適正管理推進事業債、それから減収補填債、緊急防災減災事業債と3つの債を扱っているようですが、これについても12年以内の償還になるのか、総務課長のほうにお尋ねします。

議長（土門治明君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） お答えをいたします。

まず最初に、過疎債の発行についてでありますけれども、議員おっしゃるとおり、県の同意が必要となります。財政状況によって同意、あるいは財政状況が悪くなると許可ということになりますけれども、そこについては財政健全化の判断比率の中でどちらになるかということはあるかと。基準が財政状況悪ければ許可になって、普通であれば同意。遊佐町の場合は同意ということになっております。

それから、県全体で各市町村、過疎に該当する町村から事業についての応募があつて、事業費、過疎債の分が配分されるわけですが、必ずしも年によっては満額認められるわけではなくて、要望が多い場合は圧縮されて、その分しか借りられないということもございます。ですので、やりたい過疎債全部使う、この事業に対して全額使いたいということになっても、必ずしもそういかない場合もございます。

それから、過疎債の償還期限でありますけれども、通常であれば通常の起債ですけれども、地方財政法第5条の2によって、「地方債の償還年限は、当該地方債を財源として建設した公共施設又は公用施設の耐用年数を超えないようにしなければならない」と明記していますので、耐用年数に応じて償還期間を設定することとなりますけれども、この過疎債については借入先が財政融資資金となっております。この財政融資資金については、先ほど議員おっしゃった償還期限12年、据置き3年となっておりますので、過疎債についてはこの部分が該当となりますので、12年の償還期限ということになろうかと思っております。

それから、もう一点、3点目ですけれども、庁舎建設に係るそれぞれの3つの起債の償還年限になりますけれども、公共施設適正管理推進事業については20年から30年ということでの設定になっているようですし、減収補填債につきましては20年、それから、緊防債についても20年ということでの期間での借入れになっている。庁舎については過疎債は使っておりませんので、その該当はありません。

以上です。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） ちょっと私質問した趣旨は、この庁舎の関係が一定の12年間ぐらいであれば、何か集中して返還する時期が来るのかなと思いつつ質問させていただきました。かなり長期ですので、ピー

クは平準化なるといいますか、そういうことであると思います。

ちょっと時間も迫ってきましたのではしょっていきますが、今初めて令和3年度の決算見ますと、年間の公債費11億円。10億円を超したようですが、補正で2億6,000万円ほど繰上償還をされた状況にあるようです。そんな中で、ちょっと町民課長のほうに先日の臨時会で質問したのですが、返すお金もある中で、人口というか減る中で、町民税、県民税の非課税世帯のほうで臨時会で質問したところで、あれは世帯だったのですが、人でいいますとどのぐらいの割合になるのか、ちょっと質問させていただきます。

議長（土門治明君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） ただいまは遊佐町の人口に対する非課税人数の割合ということでご質問だったと思いますが、まずは非課税世帯及び非課税者に関しましては1月1日現在で捉えておりまして、総人口及び総世帯数に関しては4月1日で押さえているということもありまして、若干数値がおよそということになることをまずご承知いただきたいと思います。

さきもありました11月の臨時議会では、平成30年度からの非課税世帯の割合が28.7%から30.4%を推移しているということで、約3割の世帯が非課税世帯とお答えいたしました。ですが、平成30年からの本町の人口から見た非課税者の割合につきましては約14.5%から16.2%を推移しておりまして、この令和4年に関しては本町の約16.2%が非課税者であります。これは、毎年非課税者の割合は増えている状況と捉えております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） いろいろな人口の構成からいくと、歳入のほうでもそういう実態があるということとは、臨時会をはじめ、今回でまた把握することができました。基本的にはこの役場の機能、それ見ましても、総務課の所管になるかもしれませんが、条例案件で職員の定年延長が段階的に上がっていけば、それなりに負担が、給与体系の見直しが増えることもあろうかと思えますし、先ほどの委員会の会長からは挨拶いただいたわけですが、先日の1日の農業委員会でも何か報酬の話が意見としてあった情報というか、うわさが聞こえてきました。これからどうなるか私も存じ上げませんが、そういう経費はやっぱりかかっていくわけですので、その辺のことも含めてお願いしたいと思います。

それで、若干時間もないのでまとめに入りますが、実は平成4年度に鳥海・ふれあいと創造の里づくりということで事業を進めて、当時、菅原与喜夫町長でしたが、意外と議会のほうのやり取りがあって、当時の35億円の執行に対して議会といろいろやり取りがあったように思います。今回、庁舎並びにパーキングエリア、結構やはり60億円近いほどの事業になるわけです。そんな中で、あまり場所的には申し上げませんが、実は私、前から遊佐町に隣接します行政体の財政状況が厳しいということをいろいろ情報としてあったわけです。と言うと回りくどいので、酒田市のことです。酒田市の状況ですが、基本的には、先週のフリーペーパー誌に載ったとおり、かなり厳しい状況にあって、令和9年度から予算つくれないのではないかというふうな報道もありました。やはりあの地区は合併特例債使っているいろいろ借りてやってあったのが、今しわ寄せが来ているのかなと、そう思っております。

それで、当町は合併特例債は関係なかったわけですが、ちょっとここであえて申し上げたかったのは、先ほど来聞いて、あまり財政的に逼迫はしていないということは重々分かっていますが、よく最近1.5度の

約束ってテレビで言います。それで、ティッピングポイントということで、バケツの水を、この間も一般質問で言いましたが、バケツの水をまけると、持てることは可能だけれども、1点超えると全部上がってしまう、だからそういう把握をやはりしておくべきかなと、そう思っております。ですから、私的には基金も約33億円ありますが、間もなく100億円を超える債務になろうかと思っております、先ほど総務課長からあったとおり。ですから、財政状況を適切に把握をして進めていく必要があろうかと思っております。それで、あえてここで申し上げたいのは、公的年金制度は何か5年に1度、財政検証的なものを行っているのだそうです。ぜひ遊佐町においても執行部と議会、垣根を外して、そういう遊佐町の財政状況の検証を今後やっていけたらなと、そう思っております。

ちょっと時間もないので、最後、町長に一言いただいて、私の質問を終わります。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 実は、私のところには毎年、町民1人当たり、特別会計も含めて幾ら借金しているのか、幾ら基金があるかという数字は、非常に厳しい目でずっとずっと見させていただいております。私、平成20年就任したときは、町の1人当たりの基金は7万幾ら、借金は38万7,000円ありました。特別会計も含めてですから。それら等考えてみたときに、現在は1人当たりの基金が20万円ぐらいから、1人当たりの借金が26万円ぐらいまで詰まってきたのかなと。いわゆるマイナス今6万円ぐらいの状態まで来ているということを見れば、私の就任したときから見れば、30万円から6万円まで減ったのだからということになります。ですから、そんな悪い状況ではないと。

そして、実は公共施設の総合整備管理基金も去年から立ち上げました。去年1年間で1億7,000万円、それも庁舎の残金も含めて入れたのですけれども、プラスPATも4.2億円あったわけですが、今回の補正でまた1億円増やそうと、それらをやっぱり後年に備えようという準備をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（土門治明君） これにて、7番、菅原和幸議員の一般質問を終わります。

6番、松永裕美議員。

6番（松永裕美君） おはようございます。私も、一般質問を壇上でさせていただきます。私は、遊佐町の基幹産業である農業に従事する方の研修制度について質問させていただきます。

基幹産業とは、基礎産業あるいはキー・インダストリーなどとも呼ばれます。1つの国の経済活動における基盤をなすような重要な産業のことを指しております。私は田んぼも持っておりませんが、農家ではありませんが、今回は当町の一番大事な農業政策の研修制度について質問させていただきます。

コロナという未知の細菌に私たちは3年間翻弄され続けました。ライフスタイルや価値観をがらりと変えられ、私たちの生活は以前とは全く違うものになりました。しかし、知識の積み上げやデータの積み上げ、医療機関の皆様、様々な皆様のおかげで、今は正しく恐れ、正しい対処と手洗いの徹底や除菌、マスク着用などで、ほんの少しですが、完璧ではないにしても、元の暮らしに少しずつ近づきつつあるようです。ただ、まだ闘病や自宅待機を余儀なくされていらっしゃる町民の方も多数いらっしゃると思いますので、本当に心が痛む思いです。このような状況下においても、町の未来を見据えて、町の大切な基幹産業である農業に従事していらっしゃる方々を対象に、国内もしくは海外など先進地に派遣することはとても有意義な施策と考えております。今までの既存のやり方、経験値、または経営の仕方に

さらなる創意工夫をプラスするためにも、町外へ出て研修をし、様々な見聞を広め、新しい情報を吸収してこくことは、将来必ず実を結ぶと推察できます。

町のお考えを伺いたく、これで壇上からの質問を終わらせていただきます。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、12月議会、2番目の質問者であります、6番、松永裕美議員に答弁をさせていただきます。

町の基幹産業である農業に係る新たな知見や技術の習得への支援につきまして、議員からの質問がありました。初めに、町内における農業を取り巻く担い手の現状においてお話をさせていただきたいと思えます。令和4年度新規就農者動向調査の結果では、県内の新規就農者数は358人で、7年連続東北1位という結果でありました。しかしながら、その一方で、県内においてリタイアする農業者数は年間1,400人のペースで推移しており、離農者が新規就農者をはるかに上回っていることから、深刻な担い手不足の到来が懸念される状況にあるのは間違いないところであります。そういう状況下において、現役の農業者が担う耕作面積の拡大に伴い、農業者一人一人の栽培管理技術向上や省力化の取組が今後一層求められてくるものと考えられております。

農業者のための研修支援につきましては、町ではこれまで新規就農者の方に対してチャレンジファーム事業により、農業研修生に対する生活支援や住宅支援を行ってきたほか、新規就農者支援事業として、農業に係る資格取得費用について支援を行ってきました。新規就農者の経営確立に当たっては、就農前の農業研修を通じた事前の準備が非常に重要なことから、町では引き続きこれらの事業を活用して農業研修の支援を行い、新規事業者の確保に努めていく所存であります。また、現役農業者の方の町外先進地研修については、コロナ禍以前は庄内みどり農協の各生産部会を中心に定期的に行われてきたと伺っております。現在それらの研修活動については、コロナ禍以前の活動規模というところまではいまだ回復していないと伺っておりますが、今後ますます活発な研修活動を通じて、先進的な知見や技術の習得が期待されているところであります。議員からのご質問がございました研修費用支援につきましては、研修自体は基本的に農業者自身の営農活動の一環として自主的な取組に当たるものと認識をしておりますが、町内農業者からの具体的な要望をお聞きしながら、公的支援の必要について、庄内みどり農協等関係機関と意見交換してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 6番、松永裕美議員の再質問を保留し、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時47分）

休 憩

議長（土門治明君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後1時）

議長（土門治明君） 6番、松永裕美議員。

6番（松永裕美君） 午前中は町長の答弁をいただきまして、研修制度については、当町におかれまし

でも大事なことということで、他団体様との協力を見ながら、これからどのようなやり方をやっていくか、検討の余地があるというご回答をいただきました。

農業基本法とは、皆様ご存じのとおり、1961年に制定された農業の近代化と合理化を目指す農政の基本的構想を示した法律でございます。この法律は、折からの高度経済成長を背景に、農業生産の転換を図るとともに、農家戸数の減少の中で、残存農家の経営規模を拡大して自立経営の定着を目指し、産業としての農業の確立を狙ったものでありました。今年9月に農水省が開いた食料・農業・農村政策審議会での基本法の検証を諮問した野村哲郎農林水産大臣のご挨拶の中に、我が国農業を取り巻く情勢が、基本法制定時に比べて、想定されなかったレベルまで変化しているという挨拶がございました。この25年間で基本的農業従事者数はほぼ半減し、高齢化も進行し、食料自給率は長期的に低下しております。また、国は今年9月に開いた食料安定供給・農村水産基盤強化本部の会合で農林水産政策の今後の検討を話し合い、4つのうちの2つはスマート技術などの活用における担い手の育成と輸出促進であったということです。私は、これを踏まえて、では当町で何ができるのかなと考えたときに、やはり当町のこの豊かな財産である、宝である水田を生かした、そこの担い手である人々の育成ではないかと考えました。

そして、調べさせていただきましましたら、平成8年度、既に当町では庄内農業あすなろ塾というものを実施しておりました。こちらのほうは平成8年で第20回を迎えますので、かなり前から始めていた企画で、題名は「人と地域活性化の序章」となっております。ありがたいことに、こちらの議場にも9番、10番議員、そして総務課長のほうにご出席なさった研修だということをお伺いしております。やはりこちらの研修がこの遊佐町をつくって、今ここにある遊佐町を担っているのだなということとともに、こちらのよう研修を復活させることにもとても意義があると思います。

さて、ここで産業課長にお伺いいたします。当町で今行っている研修や、そういうスキームはございますでしょうか。

議長（土門治明君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） それでは、お答えさせていただきます。

ただいま新たに遊佐町のほうで農業に従事するというところで、就農ということになりますけれども、国等の就農支援ということでございますけれども、チャレンジファーム事業と農業次世代人材投資資金制度ということで活用して、就農を進めるという、そういった制度がございます。

議長（土門治明君） 6番、松永裕美議員。

6番（松永裕美君） 承知いたしました。

それでは、当町を窓口にして、県での事業は何か申し込めるものがございますでしょうか。ありましたらご答弁願います。

議長（土門治明君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） それでは、お答えいたします。

海外研修等を実施する場合とかに特化したものではございませんけれども、例えば女性農業者の取組に対して2つほど事業の紹介をさせていただきたいと存じます。まず1つ目は、元気な地域農業担い手育成支援事業費、あともう一つは次代を担う女性農業者育成事業費というものがございます。

1つ目の元気な地域農業担い手育成支援事業については、本県の農業の持続的な発展に貢献する地域農

業を支える多様な担い手の確保、育成に向けた取組へのハード、ソフト両面からのオーダーメイド型の支援というふうになってございまして、その中の一つに女性農業者の活躍促進するための取組の支援というものになってございます。具体的には、例えば女性の地域農業への積極的な参画や、女性が働きやすい農業の実現に向けた取組等を行う場合など、例えば就農する上で、トイレとか更衣室とか休憩所の設置など、そういった労働環境の整備を行ったり、あと女性が例えば扱いやすいような小型の農業機械、あとアシストスーツとか作業着、何かそういった場合のモデル的なそういったものの導入などを行ったり、あと地域の女性農業者が実施する研修交流活動を行った場合など該当するようです。

あともう一つのほうでございまして、次代を担う女性農業者育成事業費のほうでございまして、昨今、高齢化の進行、後継者の育成が課題となっている一方で、女性が農業経営そのものに参画すると収益力が向上するというような、そういった専門家の調査結果もあるようございまして、そういった状況を背景にしまして、経営に積極的に参画する女性農業者の人材確保、育成や働きやすい環境づくりへの支援を行うというようなものでございまして、具体的な、講義とか研修などを行ってセミナーを開催したり、働きやすい環境づくりに取り組む、そういった女性農業者グループが活動を行った場合に該当するようございまして。県のほうでもこういった補助事業のほうを行っておりますので、農業の技術力向上に特化した、そういった政策とともに、これからの時代を担って地域を支える就農者の育成のためという視点に立ちまして、こうした研修を、要望等もあるとございましてけれども、積極的に活用することもこれからは必要であるのではないかと考えております。

以上です。

議長（土門治明君） 6番、松永裕美議員。

6番（松永裕美君） ご丁寧な説明でございまして、県のスキーム、そしてオーダーメイド型で何か学びたいという方がいたときには様々なプランを用意しているということを知ることができました。こちらのほうは、随時広報や、また町民の皆様がこういうものがあるのだなということで幅広く認識できるような周知の仕方をしていただければありがたいと考えております。

また、私も同じように調べましたら、国際農友会という県の事業があって、こちらは1年ぐらい学生の方がスイスやアメリカに留学する制度でございまして、今1人応募があったそうなのですが、やはり親御さんが、お父様が行ったことがあるということで、この方はどうしてこういうものがあるって知ったのでしょうかということを担当者の方に問合せしましたら、やはり周りにそういう見識があった、行ったことがある人がいるという方が応募するようです。これからはいろんな学びや、例えば地域のつながり、そして研修で得るものは人とのつながりだと思いますので、ぜひこれから当町はそれを強みにして、アフターコロナにおいてもぜひこういう政策は進めていただければなと、私も同じく考えております。

ここで、コロナ禍ということでもちょっと私も考えました。研修や、例えばどこかにいることって果たしてどうなのと、そこにネガティブな印象をお持ちの方もいらっしゃると思います。そして、今回、皆様ご存じのとおり、少年議会のほうが大変クローズアップされて、5月20日から11月25日までの間の、この短期間でもきちんと対策を練りながら、抗原検査などした方たちだと思いますが、6月から始まり、熊本県阿蘇市、滋賀県、愛媛県、栃木県足利市、秋田県美郷町、愛知県豊田市、徳島県、石川県、栃木県那須町、山形県南陽市、愛媛県西予市、北海道神楽町、栃木県野木町、神奈川県鎌倉市、北海道室蘭市、長野県駒

ケ根市、秋田県北秋田市からご来庁くださっているという事実がございます。来年には鹿児島県の予約も入っているようでございます。こちらは、当町がこれだけ全国からやはり注目されたという事実でございますし、これだけの人の流れ、人流があつて今に至るということで、やはり何かをするにはリスクは伴うし、これを受けたときに皆さん悩まれたと思います。これを受けていいのか、では町のコロナ対策はと、そこは本当に胸中お察しするに、私は執行部の行政の皆様方の苦労を考えると、今ここで言えることは、こちらの担当は教育委員会課長なのですが、もし何か所見があれば、ぜひ一言お願いして、今とても難しい時期です。デリケートなことでございますが、こういうことをきちんと話し合っておくべきだと思いましたが、ぜひご所見を伺いたいと思います。これだけです。これを聞いたら終わります。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えをいたします。

ただいま研修活動に関連しまして、少年議会に関しての質問をいただきました。ありがとうございます。現在の視察受入れの状況から申し上げたいと思いますが、昨年11月から今年にかけて、日本マニフェスト大賞成果部門の最優秀賞を受賞、そしてテレビに取り上げられたということもありまして、先ほどもございましたけれども、全国での認知度が上がっております。その結果、今年は、今年度ということになりますけれども、視察や取材、問合せが多くございまして、来年、先ほどもございました1月にも鹿児島からの予定も含めて26件の受入れとなっております。北は北海道、南は鹿児島までということになります。

参考まで、この視察の目的としまして、本町を視察先と選んだ理由としましては、自分の自治体の地域づくりのために、これから少年議会のような若者議会へ取り組んでいきたいという若者や町づくりについて強い関心を持って、コロナ禍の状況ですけれども、当町を視察先に選択してくれたというような状況でございました。訪れた方々は、この様子をこちらのほうで拝見させていただくに、これまで少年議会の事業に取り組んだ経緯やこれまでの取組、町づくりへの効果、町民や議会など等の評価などについて熱心に質問をされておりまして、そういったところを勉強しに来られているのだなというふうに受け止めておりました。

所見をということでございましたけれども、教育委員会としましては、多くの団体からこのように視察に来ていただけることは、少年議会を全国へ周知するまたとないチャンスと捉えてはおりますし、可能な限り受け入れる方向で来ております。また、この視察などが縁となって、他の市町村、あるいは他の市町村の若者議会とのつながり、いわゆるネットワークが生まれるということになります。これが私も最も大切にしている意義を感じるところでございますけれども、このように、そして少年議会の活動もさらに充実したものになると思っております。ですので、これからも教育委員会もたくさんの行事や人流の絡むイベント等も所管しておりますけれども、コロナ感染症対策のほうには引き続き努めながらも、ウィズコロナで事業を推進してまいる所存としております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 6番、松永裕美議員。

6番（松永裕美君） やはり利害関係を越えた人的ネットワークの構築が私もとても大事だなと思っておりまして、農業をやる方たち、農業従事者の方も様々な苦労をしょって働く中で、研修に行つて同じような悩みを抱えている人たちと話すことで、やはり糸口が見つかったり、やはり研修というものは学

びの場で、なくてはならないものではないかなと思ひ、今の質問をさせていただきました。コロナ禍において何もできない、動けないというやり方よりは、逆にこの全国からいらっしゃった方たちは、多分この時期に本当に行くのですかと、本当に決めましたかと、かなりいろんなやり取りをしてから当町にいらっしゃっていると思いますので、またこれからも、来年度、再来年度におきましてはそういう経験を生かし、研修の制度をつくる時にも、できる研修、そしてまた何か起きたときには決断をしてキャンセルするという、やめるといふことも考えながらのやり方がこれからの時代には即しているのかなと考えましたので、私の意見ですが、述べさせていただきます。

なお、この庄内農業あすなろ塾、私もとても感銘しまして、目的に、活力ある地域農業の振興のため、人づくりを基本に、その中心的担い手である後継者の養成を図ることを目的とするというふうに、もうこの時代にきちんと当町ではこのような研修をしていたということに感銘を受けました。そちらの中には、参加者数のところに、やはり農業後継者（男性）とか、農協職員（男性）って書いてあるのですが、今ジェンダーの時代で、先ほど産業課長が女性の勉強するスキームもたくさんあるのだよとおっしゃってくださったのですが、あえてこちらの塾の中では、もう既に第6期のあたりで女性の方も参加しているということで、あまり男性とか女性というのをくくらずにまたやっていくことも大事なのかなと最近私は仕事しながら思っております。

なお今回、ただ、そうはいつでも、どうしても第5次男女共同参画の内閣府の発表などを見ると、どうしても、例えば農業委員に占める女性の数を2025年までに30%、こちらは県のほうのデータなのですが、大変失礼しました。2025年までには30%目指したい、2019年には今12.1%なのだという、そういう目標値もあたりしますが、さて当町におきましては、農業委員長にお聞きいたしますが、この前、改選があったと思うのですが、人員構成は女性とか、あと例えば若者とか、構成はどのような感じかお聞かせ願えますでしょうか。

議長（土門治明君） 佐藤農業委員会会長。

農業委員会会長（佐藤 充君） 農業委員の女性の割合ということは出ましたけれども、実は県のほうで女性を30%にしてくれとは出ています。9年前には、農業委員は女性1人でした。それで、私たち委員も女性1人では駄目だということで、2人以上でなければやっぱり駄目ではないかということで話した結果、議員推薦ということで前は2名をさせていただきました。今2名なのですけれども、推薦ということで、そのときは議会のほうから2名推薦ということでしました。今年の場合ですけれども、その2名のうち1名が辞退をするということで1名を、2人が辞退するってあったのですけれども、1のほうは何とかお願いして残ってもらいましたけれども、7月下旬の中ではまだ全然決まっていなくて、30%どころか、それに満たない状況でしたので、16名のうち15名になりますけれども、議会のほうで8月の18日までは何とか出さなければいけないということで、1名減の状況で8月の盆ぎりぎりまで、盆前までも1名でした。それで、皆さん、事務局もそうでありますけれども、私たちも何とか探して、何とか18日までの間に、前の前の日ですか、やっと1名のほうを確保して、今16名となっております。

今回は2名になりましたけれども、その前の段階でもないということで、かなり農業委員の女子のほうは厳しい状況であります。そのもう2年前、6年前は、今度男子のほうで、今16名ですけれども、男子のほうで1人足りないということで、それもぎりぎり締切り3日前に何とか決まりまして、16名という

状況になっております。ですので、今現在、確かに女性のほうももっと入れたいのでありますけれども、やってくれる方が簡単にオーケーと言ってくれないのが状況でありまして、その状況というのは、やはり家庭のほうでお父さんのほうがちょっと待てと、もうちょっととかいう感じで、家庭の了解がなければ何か入ってくれないというのが多いそうです。今回のもう一人の場合は、話をしましたら、私でよければということで入ってくれた状況でありますけれども、これで今2人です。もっとももっといっぱい入れたいのですけれども、そういう状況でありまして。農業会議所のほうでは、女性は30%、それから若手のほうは若干、数名ぐらい、それから中立委員というのが、今段階の国のほうの目標といたしますか、30%以上が女性で、若手を入れて、中立を入れて、今現在16名の段階であります。ですので、望んではいますけれども、かなり厳しいというのか、理解をするというのか、もっと入れたいのですけれども、これからも探して、何とか進めていきたいと思っています。

以上であります。

議長（土門治明君） 6番、松永裕美議員。

6番（松永裕美君） 当町でやはり農業委員の方を探すのがとても困難だったということ、今ははっきりと知ることができました。きちんとメンバーを集めて組織をつくっていくことの難しさ、そして遊佐町は女性2名ということで、令和4年3月末、庄内町も女性は2名、三川町も1名、酒田4名、鶴岡3名でございますので、本当に農業委員会会長の努力と、そしてメンバーの皆様のおかげで、当町もほかと足並みそろっているのだなということもデータの的にも認識できました。

今回、研修をなぜ強く私が希望するかといいますと、やはり強い農業、担い手を育てていくということに当たって、やっぱり今課題となっております農業者と取引相手との適正な取引関係の強化を規定したフランスのエガリム法等について、私もちょっと今学んでいるところでございました。エガリム法は農業者と最初の購入者の間での書面での契約締結の義務化をモットーにしているわけですが、書面できちんとやり取りして書くということ、やはり書面で締結する行為というのはこれからとても重要になると私は考えております。こちらのほう、エガリム法について、町長のほうどのような所見があるかお聞かせ願います。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） エガリム法、フランスで2018年の11月1日に公布されましたフランス版の新農業食品法という位置づけだと思っておりますが、まさに一番びっくりしたのは、給食とかの現場でプラスチックをもう2025年からは学校給食とかでなるべく使わないようにしようとか、ペットボトルの水の提供はやめようということも目標をしっかりと定めて、環境に配慮した世界をつくるということに取り組んでいるということ。日本ではまだそこまで進んでいないわけでありまして、我が町の学校統合しているのだけれども、では給食の食器は何なのだろうかということを思い出すときに、まだうちの町はそこまで進んでいないのだなという思いもいたしたところです。

ただ、価格についての文書で契約と、金額等の契約取り交わすということであれば、遊佐町は生活クラブ生協さんと、いわゆる共同宣言事業、食等の日本の食料と農業を守り地域を発展させる共同宣言が、もう既に2012年から一緒に行動しているということになりますと、今、米価非常に下落、下落と続いていきましたが、今年度の末では、一遍下がった米価がやっと元に、少しではありますけれども、それは契約にな

ったということ、我が町としては、やっぱり先人が築いてあげたい50年近い、45年以上の生活クラブ生協との交流においては、やっぱりしっかり単価契約をして、そしてそれに基づいた堆肥の施用、それから農薬の制限等、しっかり交渉して決まったこと、その作業に基づいて農業をやっているということを考えますときに、うちの町は、国でいけばエガリム法の最先端のほうの部類には参加しているのかなという認識はしておりますが、まだまだ国全体で挙げてのフランスの取組、いい例があれば、やっぱり地域農業にとっては、特に今生産費がかなり高くなっている中で、地域の野菜は農家のボランティアで作ってもらえばいいのではなくて、やっぱりしっかりと単価で契約して、町でも買うということから、給食等で進めるしかないのかなという思いをしているところです。

以上であります。

議長（土門治明君） 6番、松永裕美議員。

6番（松永裕美君） 私も町長と共感いたしますが、2022年からフランスでは学校給食の食材を最低でも20%オーガニックにしなければならない法律ができました。持続可能で質の保証された食材を50%、そしてそのうち20%がオーガニックで、エガリム法につきましては、飼料や肥料、これに加え燃料などの資材価格が高騰する一方、価格転嫁が進まず、農業経営はたやすくはないということが実態でございます。

ここで参考にしたいのが、生産コストに基づいて農産物の適正な価格形成を促すエガリム法について、日本も消費者の方々に理解を促して、適正な価格転嫁ができる環境整備が必要だということでございます。当町のお野菜、果物、そして米は本当に価値があると私は思います。これだけのおいしいもの、そして体にいいもの、背景がきちんとしているものを、これからますます売り込んでいく時代が来ると思います。これは国内だけではなく、輸出のことも、もう国が後押ししてくれていますので、コロナ禍、何もできなかった3年間を巻き返す形で、ぜひ当町のすばらしい食材、宝である田園風景を守るためにも、皆様のご協力を得たいなと思っております。

最後になりますが、研修に行った後の効果といいますか、研修に行ったら必ず作文を書かなくてはなりません。今回、たまたまなのですけれども、山形県でニュージーランドの酪農研修報告を行った記事、イベントとかございまして、そこで酪農学園大学附属高校3年生の森田さんがニュージーランド酪農研修で学んできたことを書面でしておりますので、ここで発表させていただいて、私の一般質問は終わらせていただきたいと思っております。

ニュージーランド研修に行って私が学んだことは、ニュージーランドの農家さんが口をそろえて言ったことは、それは農業でより利益を得るためには女性の活躍が必要だということです。そのお話を詳しく伺ったところ、観察力や命を育てる力が高いこと、また男性とは違った思考で物事を考え、男性には思いつかないアイデアを生み、経営がよりよい方向に導かれていることを考えさせられました。あるご夫婦で経営を営んでいた農家さんでは、経営に対して旦那さんも奥さんも対等に意見を出し合い、よりよい方法で経営ができるようにしているとおっしゃっていました。

私は、遊佐町の農家のご夫妻とかご家族とよくお話するのですが、これ遊佐町でもできていると思っております。

実感としてですが、ニュージーランドの酪農家さんでよく見られる光景は、日本では少ないように思いますが、女性だからという考えではなく、女性だからではなく、女性こそと思考を転換することで経営に

よい風をもたらすことができるのではないかと考えました。互いのよい部分を見つけ出し、経営に取り入れることで、今以上の利益を見込めるようになると考えています。男性は男性のよさ、女性は女性のよさを互いに引き出し合うことで、畜産現場に新しい風を吹かせることができるのではと感じましたと18歳の高校3年生が研修に行った後の感想文を述べておりました。ぜひ当町でも未来に向けて、庄内農業あすなろ塾パートツーで、今こちらのほうでもパート6ぐらいまでいっていますので、パートセブンでもいいので、考えていただきたいなと思います。

最後になりますが、こちらのほうの規約で、やはりあまり年齢を制限したり、あとやはり男性とか女性とかではなく、例えば50歳過ぎて定年間近、60歳定年間近になって農業したいという方もいるかもしれませんし、転職を考えて農業をしたいという方もいるかもしれません。ニッチな部分ではございますが、いつも何か応募しようと思って書面を見るときに思うのですが、結構幅が狭いのでございました。何歳までとか、こういうスキルがあるとか。私は、もしやる気があるのであれば、面接重視にさせていただいて、ある程度の条件はあったとしても、やはり担い手不足を解消するには、まずはこちらの固い頭を軟らかくして、もちろん様々なリスクもありますが、そこは真剣にこの事業に取り組むのだ、この研修制度のプロジェクトを成功させるのだという意気込みで取り組んでいただければと思います。これが令和5年になるのか、令和8年になるのか、令和15年になるのか、私は分かりませんが、もし実現したときには、そっと自分の台所の陰で喜びたいと思います。

では、私の一般質問はこれで終わります。

議長（土門治明君） これにて、6番、松永裕美議員の一般質問を終わります。

11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 一般質問を始めさせていただきます。

健康増進法という法律は平成14年に制定されたものでありまして、目的は急速な高齢化の進展と疾病構造の変化に伴って、国民の健康の重要性が著しく増大していることに鑑み、健康増進の基本的な事項を定めて国民の栄養の改善、その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的としておりました。また、昔ありました栄養改善法というのはこの時点で廃止されています。国民の責務も定められていて、国民は健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならないと。また、喫煙専用室や喫煙目的室についても細かく定められております。

健康増進法の一部を改正する法律が改正健康増進法であります。これはたばこの煙を非喫煙者が吸い込むこと、受動喫煙を防止するための法律でありました。そのための法律改正だったのです。2020年4月から全面施行されました。この法改正の一番の目的は望まない受動喫煙を減らすことで、利用者が多数いる施設や乗り物、飲食店などの屋内で原則禁煙となったほどです。飲食店、オフィス、商業施設、宿泊施設などでは2020年4月から原則屋内禁煙となりましたが、一定の条件を満たすことで屋内に喫煙専用室を設置することができます。遊佐町の役場関係で喫煙専用室が設置されているのは遊楽里の1階だけのようですが、ほかにございますでしょうか。

条件とは、出入口の風速を毎秒0.2メートル以上確保する。それから2として、たばこの煙が漏れないよう、壁、天井等によって区画を作る。3、たばこの煙を屋外に排気する。4、施設の出入口及び喫煙専用

室に標識の表示をすることです。遊樂里の喫煙専用室は、2と3と4の条件を満たしていますが、1の条件を満たしていないようです。出入口を閉めるとき、2センチほど隙間を空けて閉めています。これで風速はさほど発生せず、風速を毎秒0.2メートル以上確保することにならないと見込まれるようであり、条件に合致しないとみなされるようですが、いかがですか。それとも、入り口を閉めて2センチの隙間を設ければ、出入口の風速を毎秒0.2メートル以上確保することになるのか説明を願いたい。出入口の風速とあるからには、出入口全体の風速を毎秒0.2メートル以上確保することと解されるが、隙間を設けることで十分なのかを伺います。

たばこの健康被害では、たばこを吸う人、喫煙者の死亡率は、吸わない人、非喫煙者より高く、国内では、喫煙に関する病気で亡くなった人は年間で約12万人、世界では年間500万人以上と推測されています。さらに国内の調査では、二十歳以前に喫煙を始めると、男性は8年、女性は10年も短命になることが分かっています。SDGsとは国連加盟193か国が定めた目標で、その中に、全ての国々においてたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化すると掲げられて、たばこによる健康被害が世界規模で取り組まなければならない課題となっています。

また、WHOが招集した専門家によれば、喫煙者は非喫煙者と比較して、コロナウイルスに感染した場合、重症化する可能性が高いことも報告されています。たばこを吸わなくても、吸っている人と生活を共にしたり行動を共にすることで、とんでもない被害を受けることになります。たばこを吸っていない子供が喫煙者よりも多量に有害物質を吸い込む受動喫煙は親の喫煙が大きく影響しているようですが、子供たちを保護しなければならない状況にあります。子供の生命及び健康を受動喫煙の悪影響から保護するための条例を東京都や山形市で制定しています。国連加盟国が一致して受動喫煙の悪影響を防止するとして対策として、時宜を得た効果的な条例制定と考えますが、町長の見解を伺います。

改正健康保健増進法は、受動喫煙対策に特化したものであるし、またSDGsの方針も受動喫煙から健康を守ることに徹底しているのですから、遊佐町が田舎町だとしても明確な指針を策定してもよいのではないかと思います。いかがですか。

次、常任委員会の町内視察で県外からの遊佐高生の住居を2か所見てきましたが、場所は皆さんご存じのような野沢と八日町であります。どちらも空き家ということですが、

町有の施設で稼働率の低いところを高校生用の住居に転用することなどは考えられませんか。期間は3年間でなくても、1年間でも住んでもらえれば、空き家を借りる賃料を省けることになるし、ある施設を効果的に利用することになります。例えばですが、しらい自然館は客室数12部屋で、1月から3月までは稼働率がほとんどゼロ%なので、これを除いて4月から12月までの平均利用率は令和1年度で29.3%、令和3年度で平均8.3%であります。コロナの影響がかなりあったと考えられますが、かなり利用率が低いのであります。それから、社会福祉協議会の老朽化も、これ以前から指摘されておりますが、この移転や建て替えの計画は、現状ではありませんか。もし移転の計画でもあれば、現在の社会福祉協議会の内部に間仕切りを多数設けて、小部屋を多く造って、遊佐高生用の宿舎に改善することもできますが、私としてはこれも一つ案ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

これで壇上からの質問を終わります。

議長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） それでは、午後からの斎藤弥志夫議員の質問に答弁をさせていただきます。

この受動喫煙についてはさきの定例会でも同じ趣旨の質問があったというふうに理解しています。ただ、町として、嗜好品であるたばこについて、それを個人だからどうせよということは、まだ私としては申し上げる立場にないということを最初に申し上げさせていただきたいと思います。

そして、東京出張、11月、4回行ってきました。帰ってきたときの何と空気のおいしい、いいところに住んでいるのだろうということを、帰るたびに、庄内空港着いた途端にやっぱり感じますし、ましてや遊佐町に来ると、やっぱり景色もいいし空気もおいしいのだなということ、都会から比べたときに、すばらしい恵まれたところに住んでいるのだということを実感したところであります。

さて、受動喫煙防止のための提案をいただきましたが、私は、遊楽里の今喫煙所の話がありましたが、健康増進法の改正によって厚生労働省での作成された指針、ガイドラインに沿った形で平成30年3月に増設されました。当然、各項目クリアしての増設であったはずであります。今回質問ありましたので、再確認の意味も含めて再度測定をさせていただきました。ガイドラインの示す内容は、喫煙室から非喫煙場所との境界において、喫煙室に向かう秒速0.2メートル以上の空気の流れの確保となっております。ドアを開けた状態で風速を測定する必要があることから、今回は扉を開放した開口の上部、中部、下部について2か所ずつの合計6か所計測し、その平均といたしました。測定結果については、1回目、秒速0.260メートル、2回目、秒速0.227メートルと、定められた数値以上の結果となっていることから、一定条件を満たすものと判断をいたしております。

次に、受動喫煙防止条例についてであります。山形県では平成27年にやまがた受動喫煙防止宣言を、さらに平成30年に山形県受動喫煙防止条例を制定しております。我が町においても平成29年度に健康増進計画、健康ゆぎ21計画（第3次）を策定し、受動喫煙を自らの意思で避けることが困難な者に対し、受動喫煙を生じさせることのない環境を整備し、望まない受動喫煙の防止のための取組を推進をしております。今後も山形県受動喫煙防止条例に基づき、町民一人一人が他人の健康に配慮し、望まない受動喫煙を生じさせることのない地域社会を目指して、関係機関と連携協力しながら受動喫煙の防止に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、遊佐高校の住宅のごことでございました。遊佐高校の寮を造れよという申し入れも既にいただいておりますが、昨年転勤された教頭先生からは、自然体験留学の生徒には、空き家の利活用より地域にやっぱり住んでもらって、地域の一員になってもらうことが大変いいことであろうという提案をいただきましたので、それらを町としては受け入れたところであります。我が町では、遊佐町自然体験型留学支援制度により、令和2年4月より県立遊佐高等学校への県外留学生を迎え、現在3年生5人、2年生2人、1年生7人の計14人が都市圏等から本町に移り住み、県立高等学校に通学しております。今年度は9人が自然体験留学を申し込んでいるという情報でありました。ご指摘をいただいた八日町の住宅は、以前吹浦荘のグループホームとして活用した物件で、民間からのお借りしている物件であります。男子寮ということでもあり、行き届いていない点もあったのかと思いますが、引き続き遊佐高支援担当の地域おこし協力隊や、寮母役を担っている生活相談員によりフォローしていきたいと考えております。

また、町内の空き家は多くなっていますが、賃貸して利用できる住宅はほとんどなく、町の空き家バンクも現在賃貸可能な物件が一軒もない状態になっています。今年7月15日の広報にも、高校生の寮や移住

希望者用に賃貸できる空き家募集の記事を掲載したところであります。議員からは利用率の低い町の施設を住居に転用してはどうかとの提案をいただきました。先日、令和5年度入学に向け、遊佐町自然体験型留学支援制度への応募の面接試験を行っていただきましたが、これからはさらに県外留学生は増えるのではないかと考えております。ご提案の件も含めて、どのような形で県外留学生の住居を確保していくか、遊佐高等学校の魅力化に係る地域連携協議会などと議論して、検討を進めていきたいと考えております。

以上であります。

(「議長、動議」の声あり)

議長(土門治明君) 10番、高橋冠治議員、どういう動議ですか。

10番(高橋冠治君) 11番議員の発言に不穏当な部分があるかもしれないので、全員協議会で協議したいというような休憩動議を申し上げます。

議長(土門治明君) それでは、暫時休憩いたします。

(午後1時54分)

休 憩

議長(土門治明君) それでは、会議を再開いたします。

(午後1時55分)

議長(土門治明君) ただいま10番、高橋冠治議員から動議が提出されましたので、本動議の成立につきましてはほかに1名以上の賛成が必要です。

本動議の成立に賛成される方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手3名で賛成者がおりますので、本動議は成立いたしました。

次に、この動議についてを議題として進めたいと思います。

それでは、暫時休憩いたします。

(午後1時56分)

休 憩

議長(土門治明君) それでは、会議を再開いたします。

(午後2時15分)

議長(土門治明君) 11番、斎藤弥志夫議員。

11番(斎藤弥志夫君) 壇上で読んだ文章の中に不適切な発言があったということでございました。その部分を、繰り返しになりますが、ちょっとだけ読んでみますと、これは確認するためのちょっと読むのであって……

(何事か声あり)

11番(斎藤弥志夫君) では、読まないほうがいいか。

(何事か声あり)

1 1 番 (斎藤弥志夫君) では、読まないほうがいいか。分かるでしょう、どこだか。

では、今議運のほうで話をしてきましたので、そこの部分を全部削除お願いします。ここでまたあえて同じ話はしません。ということでお願いします。また、かなりの時間、このことで会議を中止させましたことにつきましておわび申し上げます。また、この貸家の所有者を汚すとか、そういう意識も全くございませんでしたが、そのようなことになったのであれば、大変失礼な話をしたなど、このように思っておりますので、なおこれからも継続してなるべく適切な環境にさせていただいて、そういう形で役場でそれを借り上げて使うなら使うようにと、そのような形でお願いしたいと思います。そういうことなので、よろしくをお願いいたします。余計な話はしません。弁明もいたしません。というふうなことでございます。

私にとっては今再質問と……

(何事か声あり)

1 1 番 (斎藤弥志夫君) 続けていいですか、議長。

議 長 (土門治明君) 質問を続けてください。

1 1 番 (斎藤弥志夫君) では、こういう発言でまた違う質問するのも気が引けるところではございますが、ちょっと方向が違いますので、ほかのところ、できるだけ短くして読みますので、少々質問させていただきたいと思います。一度私さっさと書いてきているので。

町長、先ほど子供の受動喫煙について県でもいろいろ配慮しているのだと、町でもそれなりに対応を取っているということでございました。それで、東京都と山形市と、ともに子供の受動喫煙防止条例ということで条例あるのですけれども、この第1条がその目的になっております。この目的が、これ東京都のは3行、4行しかない、ちょっと読んでみますけれども、東京都の場合、「この条例は、子どもの生命及び健康を受動喫煙の悪影響から保護するための措置を講ずることにより、子どもの心身の健やかな成長に寄与するとともに、現在及び将来の都民の健康で快適な生活の維持を図ることを目的とする」というふうにあります。私は、この目的が非常に立派なものだと思いました。

この条例ができてから3年くらいたってからですか、山形市でも子供の受動喫煙防止、この条例を定めております。それもやっぱり同じような形で、第1条が目的となっております。これちょっと参考までですけれども、ちょっと読んでみますと、「この条例は、受動喫煙による健康への悪影響から子どもを保護するための措置を講ずることにより、子どもの心身の健やかな成長に寄与するとともに、現在及び将来の市民の健康で快適な生活の維持を図ることを目的とする」とあります。目的はこれしか書いていないです、どっちも。これ非常によく似ています、本当に。また変な話すると動議出るかもしれないので、あまり変な指摘はしませんが、かなりそっくりなのです。かなりそっくりです。この目的は、ただ、そっくりなのですけれども、非常に立派な文章だと私は思っています。その意味で、この目的、第1条をどのように考えるか。これを読んで判断するかというふうなことを、ぜひ町長、あるいは副町長でもいいですけれども、どちらでもいいですけれども、そこを伺いたいと思います。

議 長 (土門治明君) 池田副町長。

副町長 (池田与四也君) お答えいたします。

子供の児童喫煙防止条例につきましては、恐らく全国各自治体、国も含めて、そのような狙いを持って、

決して条例の制定化、なっていないくとも、あるいは宣言ということもありましたけれども、ひとしく皆さんの願いなのだろうなと思います。全くその目的には賛同するところでもあります。恐らく、これもすみません、恐らくという前置きをつけてしまいますが、仮に我が自治体で条例を制定しようとしたとき、その目的、条文につきましては同様な趣旨での書き込みになるのだろうなと思います。

ちなみに、休憩のとき健康福祉課長と、雑談の域を出ないわけではありますが、我が町でもどうなのだというようなお話をしました。話題になっております山形市の条例につきましては、いわゆる議員立法、議員の提案で制定になったというようなお話でありました。そういう手法での制定もあり得るのだというようなことを情報提供させていただきたいと思います。

以上です。

議 長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員。

1 1番（斎藤弥志夫君） あんまり変な話をすると、また動議出るかも分からないので、冷静に話をしようと思っているのですけれども、今の副町長のお話で、山形市では議員立法、議員の発議で条例できたということのようでございます。それはどこから出たかというだけの話でありまして、ちなみに東京都も似たようなことで、これ都民ファーストの会でやったのです、小池百合子の。だから、割と新しいのです、どっちにしても。新しい観念に基づいた条例なのです。ただ、遊佐町の場合、議員の発議でどうなのかなという面も私は多分にあると思うので。これ全体の量を見ても、A 4大体2枚ぐらいしかないのです、全部最後まで書いても。ですから、有能な町長にしてみれば、3日もあれば書けるのではないかなと私は思っているのですけれども、そのくらいの分量なので、内容をよく読んで。

副町長に伺いますけれども、遊佐町では子供の受動喫煙防止のようなことに関して、条例の制定はないわけですが、これについて宣言というのはやっているのですか。

議 長（土門治明君） 池田副町長。

副町長（池田与四也君） 遊佐町においては、宣言もしておらないと認識しております。

以上です。

議 長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員。

1 1番（斎藤弥志夫君） 現状、宣言もしていないと、条例もないと、こういうわけですよ。だとすれば、何か副町長と福祉課長と、ただの話にすぎないレベルでの話だったというようなことですが、ぜひもう一歩進んだ対応を私はしていただきたいと思います。条例化、やっていただけないかなと思います。

この目的第1条、本当すばらしい内容だと思いますので、このことに……副町長からお話を伺いましたけれども、町長、ぜひこれについてお願いします。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 私は山形県民でありますので、県の条例で十分だと思っています。

議 長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員。

1 1番（斎藤弥志夫君） 県の条例で十分だということのようですが、ただ、副町長と課長は条例化もというふうな……

（何事か声あり）

1 1 番（斎藤弥志夫君） いや、そういうわけでもないですか。やっぱり親方に合わせないと話にならないですね。

（「話題」の声あり）

1 1 番（斎藤弥志夫君） 話題ですね。話も親方に合わせないとということは分かりますので、私としては一歩進んだ、あるいは宣言でもいいです。遊佐町でもこういう形のものを皆さんに明確に示して、こういう形でやっていくのだと。

山形市の場合は、子供を受動喫煙から守る条例も制定もしていますけれども、そのパンフレットも、ビラのようなものですが、作って各家庭に配ったりしているのです。だから、各家庭、子供相手の各家庭となると、小学校、中学校、学校関係になるかもしれませんが、そうではなくて、福祉として捉えて、いかに有害なものであるかと、受動喫煙が、そこを書いたビラ、全家庭に配っています。私今、そのビラ持っていませんけれども、もし何だったら3月の定例会でビラ持ってきます、今度は。そういうふうなこともやっているところはやっているのです、本当にもう、ある意味宣伝も兼ねているような形で防止について努めているので、ぜひそういう形で私も取り組んでいただきたいということでございます。もう一歩前向きに、県でやっているから、遊佐町は県の一部なのだから、あとはそれに任せていけばいいのだと、そういうことでもなくて、もう一歩踏み出した形で取り組んでいただければなとつくづく思うのです。そのほうが、町民の皆さんもより具体的に考えることができるだろうし、納得する形になるのではないかと、ということでもってこういう話をしているわけです。その辺についてはよろしく願いいたします。

また、空き家については、動議出るといけませんので余計なことしゃべりませんが、できるだけ皆さんが快適な環境の下に暮らせるような、そういう空き家対策、遊佐高生の住居環境に対する配慮、そういうものをぜひよろしくお願ひしたいと。これに対する、方針なり決意なりを伺いまして、私の質問は終わりとさせていただきます。一言お願ひします。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 議会終了後、12月の20日、19日か、遊佐高等学校の魅力化に関する委員会、また開催される予定です。議会からそういう提案があったということは当然お伝えしますので、そこから議論になってくるかと思っています。

以上であります。

議 長（土門治明君） これにて、11番、斎藤弥志夫議員一般質問を終わります。

2 番、那須正幸議員。

2 番（那須正幸君） 2 番、那須正幸です。私のほうからも一般質問させていただきたいと思います。

日に日に寒くなりまして、足元が冷え、また白いものが落ちてまいりました。12月で1年の締めくくりの月になってまいりました。今年も多くの観光客の方々が遊佐町を訪れ、山に海に、一年中の遊佐を満喫されたことと思います。また、これから冬の遊佐の観光も始まってまいります。当町は、山に海、その中にある観光名所と、一年間を通して楽しめる観光地であります。日本百名山にも選ばれている鳥海山や、庄内浜を代表する西浜、十里塚の海水浴場、また多くの人が集まるキャンプ場と、町全体がリゾート地となっている恵まれた環境にあります。観光に訪れる人にとっては、天候に恵まれれば何よりではありますが、近年、世界的にも自然災害が多く発生し、予想もつかない突然の天気の変動などで、河川の氾濫によ

る洪水や地震による津波、火山の噴火など、今までに経験のない災害が多くなっています。幸いにして当町では大きな災害は起きておりませんが、起きていないからこそ、これからの備えが必要であると感じます。

確認するまでもなく、鳥海山は活火山であります。過去には大噴火があり、近くでは1974年に約150年ぶりの噴火がありました。数か月間、新山の火口からマグマ水蒸気爆発が続き、私も中学生で、当時は理科室の前に天体望遠鏡が設置され、毎日観測していたことを思い出します。また近年では、2014年9月27日に噴火した御嶽山の火山噴火、当時は噴火警戒レベル1の段階で噴火したために、多くの登山者が河口付近に居合わせたため、登山者58名が死亡、行方不明者5人の日本最大の火山被害であったことは記憶に新しいかと思われまます。鳥海山も例外ではなく、同じ活火山であるため、可能性がないとも言えない状況ではないでしょうか。また、西浜キャンプ場は月光川の河口に位置し、海と川に挟まれたところにあり、防災ガイドマップによると、吹浦の津波最高水位は12.5メートルで、津波の到達時間は9分となっています。シーズン中の多い7月時には、一月で、キャンプ場、コテージ合わせて3,000人以上の方々の利用があるようです。かなりの人出のため、噴火時や津波、洪水などが起きたことを想定しての災害対策として、避難訓練の実施状況を伺います。

また、町内の各地で行われている避難所開設訓練の取組について、今回は消防団の参加もありました。各地域の避難所開設に対する町の取組についても伺い、壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） それでは、2番、那須正幸議員に答弁をさせていただきます。

昨日のワールドカップ、夜中でしたので、大分遅くまで応援した方もいらっしやったのでしょうか、眠気を起こさないように、爽やかにやりたいと思いますのでよろしくお願いします。ちなみに、クロアチアには、残念ながらゴールキーパーから大変な活躍がされたおかげで、ベストエイトまで進出できなかったこと、本当に何とかしてあげればよかったなという思いをいたしているところであります。

さて、観光地での避難訓練と町の避難所開設訓練についての質問でありました。我が町は鳥海山に代表される自然豊かな観光地が多く存在し、行楽シーズンには県内外から大勢の観光客が訪れておりますが、その反面、その豊かな自然環境は、火山噴火や地震による津波、河川氾濫などの起こり得る自然災害のリスクを常に抱えており、町として災害時の訓練等を通じて備えていくことが大切であると考えております。

令和4年度の観光地での避難訓練は、7月28日、西浜地区海水浴場で津波を想定しての避難訓練を実施いたしました。当日は乳幼児から大人まで70名の参加をいただきましたが、地震発生から7分30秒で松林内にあります遊歩道までの避難を完了することができました。これは、海水浴場の監視業務に当たっているライフガードの皆さんの適切な避難誘導による訓練の成果で、津波の訓練予想時間内での避難誘導を完了することをできたということは大変うれしいことでありました。さらに10月17日、大平山荘で鳥海山の噴火警戒レベルが3に引き上げられたことを想定し、火山噴火による避難訓練を実施いたしました。訓練では、大平山荘の閉鎖訓練、火山噴火情報の周知訓練、林道の閉鎖訓練を併せて実施しましたが、当日は火山噴火情報を登山者に周知する屋外スピーカーの故障により周知できなかったことから、屋外スピーカーを来年度のシーズン前までに整備をしていこうと考えています。また、大平の展望台方面の観光客への

周知も重要であるため、必要に応じて屋外スピーカーの増設を検討していきたいと考えております。

また、各地の避難所開設訓練は、10月1日、遊佐地区、たしか10月8日、蕨岡地区、10月16日に西遊佐地区、10月22日、高瀬地区、10月23日、吹浦地区、11月12日、稲川地区でそれぞれ実施され、延べ300人の参加者に実際に段ボールベッドや屋内テントを設置してもらって、体験型の避難所開設訓練も実施しました。大規模災害時には絶対的なマンパワー不足が発生することが過去の他市町村で発した災害時でも明らかであるため、まちづくり協会の役員だけでなく、地域住民や消防団員にも参加してもらい、訓練の経験を災害時のマンパワー不足に生かしていくことが大切であると思っております。

今後の課題としましては、西浜キャンプ場での津波を想定した避難訓練をぜひ実施したいと思っております。キャンプ場での避難訓練では、津波の際は遊楽里に避難させることとなっておりますが、どのくらいの時間で避難誘導が完了するのか、またどのくらいの人数を一時的に収容することが可能なのかといった訓練を実施していきたいと考えております。また、鳥海山火山防災訓練では、当町の施設だけでなく、酒田市やにかほ市、山形県、秋田県といった鳥海山を取り巻く広域的な防災訓練の実施につなげていきたいと考えております。県へ要望しているところであります。さらに、避難所開設訓練では、各まちづくり協議会が主体となって実施されておりますが、遊佐町地域防災計画に基づき、災害対策本部の設置、避難所開設指示、避難所開設、避難所運営といった総合的な訓練の実施についてもつなげていくことが重要であると考えております。

なお、水防訓練におきましては、遊佐町消防団がさきの東北大会、大崎市で行われた大会に参加して、東北でナンバーワンの1位を取られたということ、そして総合点数が圧倒的に遊佐町消防団の点数が他を圧していたということを考えますときに、非常に心強いものだと考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今の町長の答弁で全てお答えしていただいたかなと私は今思っておりましたが、少しずつちょっと私からも質問させていただきたいと思っております。

実は8月に総務厚生常任委員会で管内視察で大平山荘、そして遊楽里、とりみ亭などを視察させていただいたことがありました。その中で、一番最初に大平山荘に伺ったわけではありますが、すごい大雨で、登山道からは滝のように水が流れるような、そんな状況でありました。大平山荘も霧がかかっておりまして、中の洋室化されたその状況を見に行くという、そんな視察であったのですけれども、せっかく来たのだから大平山荘の防災に関する、避難に関する座学を行っていただきたいということで、危機管理のほうにお願いをいたしまして、ロビーで座学を行わせていただきました。

その中で、鳥海山は活火山であって、やはり夏場だけでなく、積雪のあるときも、マグマによって水蒸気によって泥水が発生する可能性もあるのだというお話も伺ったところであります。質疑応答の中で、大平山荘に関しては避難所開設や避難所訓練を行ったことがあるのですかという質問をさせていただいたところ、いや、多分やったことはないという、明確にやったことはないというお話ではなくて、「いやあ」というお話があったので、ちょっと今回、その後すぐにやっていただいた、これはもう本当によかったなと思っております。

今までに10月に行く前に、避難所訓練、避難所開設等を行ったことがあるのかどうか、ちょっとお伺い

したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（土門治明君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） お答えいたします。

多分その8月の研修会のときに話したとおり、これまではやってこなかったと認識しております。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） やっていなかったわけではありますが、我々が視察に伺った後に、早急にやっていただいたことは本当に意味のあることだなと私は思っておりますので、お礼を言いたいと思っております。

その際にですけれども、大平山荘は業務委託をいたしております。町の職員の中には多分いないのかなと私は拝見させていただいたところでありましたが、その中でなかなか、業務委託をいただいている従業員の方々もそういった避難のマニュアルや訓練をするような、そういった事項が鳥海山の火山域の中ではあるのかどうかというのちょっと伺いたいと思っております。

議長（土門治明君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） マニュアルの確認はしておりませんが、実施した課題というところでは、避難して、施設を閉鎖したときの持ち出し物品とか、施錠しなければなりませんので施錠箇所、それから連絡先等をあらかじめ決めておく必要があるということで記載ありますので、要はそういったところの準備がないということになりますので、指定管理の株式会社のほうと連絡取りながら、そういったものも準備していきたいと思っております。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） ぜひやっぱりやっていただければありがたいと思っております。

利用者を、私ちょっと資料をいただきまして、確認したのですけれども、令和3年度で大平山荘のレジカウンターではありますけれども、1年間で6,121名ほど利用されておるようです。その中で、やはりレジカウンターという実績だけではあります、付随して来られた方も多分いるかと思われまので、かなり多くの年間、やはり登山者がいるのかなと思っております。4月から10月までのシーズン中ということでありますけれども、4月はやはり五十数名ほどで、7月時のピーク時はやはり1か月間で1,600名ほど見られているということであります。その方々が鳥海山の山にいるわけでありまので、やはりそういった災害時のときには、必ずあの大平山荘というのは避難所になることかと思われまますが、従業員の方々がいらっしゃるその時間内であれば、従業員の方々に対応してくれるのかなとは思っておりますけれども、閉鎖になった時間というのはやはりあると思うのですけれども、そういった閉鎖の時間の避難所に関しては今後どのような形で対応していくのかということもひとつ伺いたいと思っております。

議長（土門治明君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） 閉鎖地ですので、噴火の際の避難ということになれば、大平山荘の場合は近くでピロティーみたいな場所もございますので、そういったところには避難できるのかなと思っております。そこに関しては秋田県側の鉾立の施設とも絡めながら対応ということになるかと思っておりますけれども、火山の噴火による災害ということを考えてときには、火山の噴火というのは一定前兆の現象があるということが言われております。火山性微動なり山体膨張ということがありますので、そういった観測体制につい

ては今、鳥海山でも整備されておりますので、そういった前兆があったときには事前に、避難レベルが一定のところまで危険と判断されれば、避難レベル設定して、山に行かないようにブルーラインの通行止めな
りを行う必要があるかと思っておりますので、御嶽山のように登っている最中に、当時観測状態がどうだった
かは分かりませんが、そういったことがなければいいのだとは思いますが、一定その前兆現象
を基に規制をして、なるべく被害が起きないようにするには取り組みたいと思っております。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今課長の答弁でもありましたけれども、やはり閉鎖時という形になると、シーズン中は警備保障の方が多分、この間の説明ではお一人いるというお話でした。従業員の方々は下山する
というお話でしたので、シーズン中の閉鎖時は警備員の方々はいらっしゃるけれども、やはりその他の
閉鎖時もあるということでもありますので、雪が降れば、ある程度埋もれてしまうところではあるのですけ
れども、シーズンで登る方というか、例えば上から下りてくる方もいるのかなと。登山者というのは冬山
も登りますので、私も高校時代山岳部だったので、冬山とか結構登ったりして行きましたので、そういっ
たところも含めて。ただ、町のほうでは、やはりしっかりとそういった避難対策はしているのだというこ
とも今回のことで分かったということもありますので、やはり今後とも、機会があれば、いろいろな形で
こういった避難訓練を行っていただければありがたいかなと思っております。

今回は、先ほどの話では、林道とかも閉鎖してやったということでしたが、無線とかは届くのでしょ
うか、その辺のところを伺いたいと思います。

議長（土門治明君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） お答えします。

林道の閉鎖ということで、山居林道の閉鎖について、産業課の水産林業係と連携をして閉鎖をしたとこ
ろであります。林道の閉鎖まで約17分で到達可能で、無線での通信も可能だったということのようです。

以上です。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 林道のほうでも無線は届いたというお話でしたので、ある程度気候やそういった
気圧の関係もあるのかなと思うのですけれども、届くということで、また一つの安心が生まれるのかなと
思っておりますので、今回やったことがないことをやっていただいたということは本当に、先ほども申し
ましたが、感謝をしたいなと。やはり遊佐町に観光で訪れる方は、こういったことは分からずに鳥海山に
も登山に来るわけです。登って楽しいなと思うわけでありまして。ただ、そういったところでいろいろなこ
とが重なって、いろいろな災害が起こるとも限らない。ただ、しっかりとそういった避難訓練を行って
いるという、町はやっぱり自信を持って観光客を迎えることができるかなと私は思っておりますので、本当
に意味のあった避難訓練であったのかなと思っております。

続きまして、キャンプ場に移らさせていただきたいのですが、実は西浜の、今町長から西浜の海
水浴場での避難訓練は行っておりますという、お話を伺いました。西浜の海水浴場は、ある程度ライフガ
ードの方もいれば、そういった方々がいるのですけれども、キャンプ場コテージ、こちらのほうは従業員
どのくらい対応しているのか、お分かりであれば教えていただくとありがたいと思っております。

議長（土門治明君） 池田副町長。

副町長（池田与四也君） お答えいたします。

西浜コテージとキャンプ場、一体の管理になりますが、夏場は海水浴場も含めてということになります。第4事業部に属しております、第4事業部は支配人1人、それから正社員1名、それからパート社員1名、あと清掃関係で何名か配置しておりますけれども、ただしそのうち支配人については拠点をしらい自然館に置いておりますので、実質のところ、今申しあげました……すみません、間違えました。パート社員は、夏季期間中、プラス2名増員しております。計3名です。という形で、実質的には支配人を除く正社員1名プラス3名で管理をしております。

以上です。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今ご説明をいただきまして、多くても4名くらいですね。

コテージについてもちょっと調べさせていただきましたが、令和3年度でキャンプ場、こちらはキャンプ場だけ、利用者は日帰りを含め8,818名の利用があるようです。コテージは3年度、宿泊、日帰りも含めまして3,250名ほどでした。これは令和3年度は、双方合わせて1万2,000名ほどのご利用があったようでした。7月のピーク時はキャンプ場が2,734名、これ1か月間です。コテージが413名、合計3,147名の利用者がいらっしゃいました。私なりに少し計算をしまして、週末土日の2日間だけでこの利用者をちょっと割って見たのですけれども、4週の大体8日間で各393名ほどの利用者があるようです。この393名ほどのコテージとキャンプ場の利用者の方々に、到達時間が9分の津波注意報、発表されたときに、どのような形で避難をするのかというのが多分今後の対応になってくるのかなと思うのですけれども、そういったことを含めまして、やはり訓練というのは必要ではないかなと思っております。

やはり西浜の海水浴場もそうですけれども、マンパワーが避難には必要になってくるのかなと思いますので、そういったところも考えながら、今後の避難訓練を行っていく必要があるのかなと思いますが、その辺のところ、状況等を踏まえて、どのような計画を持っていくのか、ちょっとお聞きしたいと思います、総務課長で。

議長（土門治明君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） お答えいたします。

町長答弁の中でも、今後の課題として西浜キャンプ場での避難訓練ということで、これから実施をしたいということをお答えをさせていただいております。実際キャンプ場ですけれども、一部ハザードマップ上は浸水域ということに、全部ではないのですけれども、なっております。そういったことをキャンプする人にはしっかりと認識してもらうことが1つ大事なのかなと思っております。

避難訓練につきましては、そこでキャンプをする人のためということで、そこは出入りがあって、1回しか来ないお客さんもいるわけですので、そこは従業員なり避難誘導する人のための訓練になるのかなと思っておりますので、その訓練を通して、体制なり、例えばピーク時に避難するというのはちょっと現実的でないかと思っておりますけれども、遊楽里が避難指定場所になっておりますので、津波の場合の避難場所になっておりますので、そこに避難した場合の課題等について、実際にやってみないと、これをやってみないと分からないところもあろうかと思っておりますので、そこは一度取り組んでみたいと思っております。

以上です。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員の再質問を保留し、午後3時15分まで休憩いたします。
(午後2時57分)

休 憩

議長（土門治明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
(午後3時15分)

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員の再質問を保留しておりましたので、那須正幸議員から始めたいと思います。

2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） キャンプ場につきまして、その対応のことを総務課長にお伺いしたところでありました。

キャンプ場は、夏だけでなく、冬キャンプというのが今、アフターコロナの中でもはやっております。昨年の冬も、私キャンプ場回りましたが、結構なテントがまだ張られておりました。そういった中で早急に避難訓練というのはなかなか難しいかと思われまので、一つの提案として、キャンプをされる方に、例えば防災無線が鳴ったら遊楽里に避難してくださいというチラシをお渡しするとか、もしくはキャンプ場内に誘導するような立て看板、避難所という形で、ちょっと小さいものを少し松の木にぶら下げたり、見えるところにそんな形で利用ができないかなと思っておりますが、そういったところも踏まえて、早急にやはり、あくまでもこれは対策ですけれども、やはり自然災害というのはいつ起こるかも分かりませんし、また起きなければそれで一番よいのではありますけれども、対策を取っておけば、利用される方々も安心して利用できるのではないかなと思っております。そういうふうなところも踏まえて、可能かどうか、総務課長、よろしくをお願いします。

議長（土門治明君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） キャンプされる方、通年通してそういった啓発を行うということですが、誘導看板につきましては、県の補助事業、ちょっと使えるかどうか分かりませんが、津波避難のための補助というのもございますので、通常であれば今までは集落から津波避難場所への看板と外灯等の整備を行ってきておりますけれども、そういったものも活用できれば津波の避難の経路等についての表示というのも考えていきたいと思っております。

あと、チラシということですが、常時対応できるかどうかというのは難しいところもあろうかと思っておりますが、やはり今現在の遊佐町の防災計画、地域防災計画の中では、観光客を対象とした書き込みというのが現実としてはない状況、住民のための防災計画になっておりますので、観光客のための災害対策としてできること、情報発信、伝達ということ、チラシの代わりになるようなということであれば、エリアメールとかはあるわけですが、今回の補正でもラインのSNSのお話いただいておりますので、そういった取組を進めていきたいとは思っております。特に観光客については、この地域に避難命令が出ましたと言っても、その地域に自分がいるのかどうか分からないという状況もあろうかと思っておりますし、実際に避難場所どこなのか、そういったところも分からないとか、観光客を対象としたような防災

対策を策定している県単位とかでもあるようでございますけれども、なかなかそこまでは手が回らないところもございますので、実際にある、そういった観光地での避難対策の事例を参考にしながら、遊佐町でも対応できそうなところは取り入れていきたいと思っております。

以上です。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今課長からは前向きなお話をいただきました。西浜海水浴場での避難訓練にしましては、海水浴客70名に対しまして、ライフガード、交番、分署を合わせまして約90名ということは、20名の方々が誘導に当たったという形の人数割ではないかなと思われまます。やはり70名に対して10名から20名の人のマンパワーが必要になるということは、こちらのキャンプ場も約400名の方々がコテージ合わせて利用するとなれば、それなりのやっぱり周知が必要ではないかなと思われまますので、やはり利用する前にそういった津波の周知も事前にしておけば、誘導プラカード等あれば、そちらに誘導できると。自発的にやっていただくことも一つの避難ではないかなと思われまますので、そういったこともぜひ検討に入れて行っていただければ、また楽しいキャンプができるのではないかなと思われまますので、よろしくお願いをいたしたいと思われまます。

町の避難所開設訓練、今年度消防団の参加がありましたと私言いましたけれども、私も防災無線を聞いておりました、おっと思われまます。ふだん聞き慣れない声の避難勧告が防災サイレンで出ました。改めて聞くと、やはり団長だったのですね。やはりふだん聞き慣れない声ですので、ちょっと聞き入ってしまわれまます、なかなかこういった防災無線はないなと思われまますところでありまます。とても私的には、今でも心に残っている声なので、とても効果があったのかなと思われまます、各地域で行われた避難所開設ですけれども、場所はやはり小学校または町民体育館、いろいろな施設を使われまます。この所管は教育課ではないかなと思われまます、教育課の方はこういった避難訓練には参加したことはあるのかどうか。総務課長、ちょっとお伺いしたいと思われまます。

議長（土門治明君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） 地域防災計画の中での役場の中での役割分担ということでは、避難所開設については教育課の担当ということにはなっておりますけれども、実際の訓練、今行っている訓練に際しては参加の要請をしていないような現状にありまます。また、ただ課題として、やはり発災から対策本部の立ち上げ、避難指示、避難誘導、避難所開設、それから避難所運営と、一貫した訓練も必要かと思われまますので、教育課からも参加していただい行おうような避難所開設の訓練も今後行っていきたいと思われまます。

以上です。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 所管が教育課ということでありまして、やはり避難所開設の際に地域の方々が教育施設の鍵は持っているのですけれども、もしそのときに開設ができなかった場合は、多分教育課のほうから鍵が行くのかなと思われまますところでありまます。

やはり地域の方だけが一生懸命やっているのです。本当に町の長の方々が、地域の区長さんをはじめ、皆さんが一生懸命やっているのです、そういったところの連携も、先ほど町長が総合訓練という話もあると

いうふうなお話もありました。ぜひそういったところも踏まえて、行政間での連携も踏まえて、やはり遊佐町は防災は、大きな声で言えばばっちりだと、一生懸命防災は取り組んでいると、やはり観光にしてもそうですので、ぜひ多くの皆さんから遊佐町に安心して観光に来ていただいて、すてきな思い出をつくっていただければなと私は思っておりますので、今回訓練終わった後ですけれども、また訓練というのは毎年同じことはやらないような形で行っていましたので、いろいろなことがやはり災害にはあるのかなと思っておりますので、やっておくことが一つの備えであると私も思っておりますので、ぜひそういった形で皆さんで力を合わせて、すてきな観光地遊佐町をもっとアピールできるかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

また、行政間でもそういった形で今後とも連携を取っていただきまして、7番の菅原議員も言いましたけれども、私も菅原議員も地域の避難所開設によく伺いまして、私も遊佐町にも伺っているのですけれども、段ボールベッドの組立てって、初めやると結構時間かかるのです。でも、慣れてくると二、三分でできるのです。皆さんからも、役場の中でもそういった訓練もできますので、ぜひ一回やっていただくと、室内のテントもそうですけれども、簡単に張れますので、そういったことも皆さんで行うことも一つの訓練で備えであると私は思っておりますので、ぜひそういった機会も、議会も含めて行っていきたいと思っておりますので、そういった企画もぜひ町長、よろしくお願ひをいたしたいと思っております。安心安全な遊佐町で多くの方からご利用いただければと思っておりますので、今後ともそういった指導よろしくお願ひいたしたいと思っております。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 今、那須議員からもありました。災害はいつどのような形のどんな災害が起こるか分からないという中で、実は今まで町の地域防災計画では、町内に住む人をどうやって避難させようかとか、いろんな形はありますが、一たび災害が発生したら、まずは災害対策本部の立ち上げ、その中で遊佐町では、小さな自治体ですから、消防遊佐分署、そして遊佐交番、そして消防団、地域を挙げて緊急対応をどうしようかということになります。その後、ではどんな物資が必要だか、どんな救助訓練体制を、避難訓練体制を整えなければならないかというときは、やっぱりまたそこには参加する団体、社会福祉協議会が参加したり、いろんな多様な応援の仕方が発生してくるなと思っております。1つで全てがなるのではなくて、次から次へとやっぱり対応を常に変えていくぐらいの気持ちで臨まないと、3.11のあの大災害を経験した遊佐町としては、私としてはその状況その状況で体制はもう違うのだと、災害対策本部で決めたこと、しっかりだけれどもそれを確認しながら、次の段階、次の段階と進めていかなければならないということが非常に肝要かと思っております。

もう一つ、実は一番抜けているのが観光客用というと、鳥海登山、いわゆる国定公園の中で噴火があったときに、どのような形でそれを守る手だてを整えるか、いわゆるシェルターみたいな形をどうやって整えるかというのがまだ、鳥海山ハザード会議における噴火についての会議で、環鳥海の中でそういう議論はまだ行われておりません。御嶽山の火山の噴火以降、シェルター等への支援の体制も国では整えられてきたということありますけれども、我が町でいくと、噴火したときに、ではここに避難して大丈夫だということころは、実は大平山荘のあの避難する場所、ピロティーの下しかまだ現状ではないというのが現状で

す。やっぱりそういうシェルター的なものをどのような形で整えていくのかというのは、標高何メートル以上なのでしょうか、大平で1,000メートルですから、1,500メートル以上のところにこういうの必要だよねというのは、やっぱり山に登っている山岳会とかいろんな意見等を求めながら進めていかないと、まだかなり不十分だという点も言われるかもしれません。どちらの方向にどのような噴火がという形は想定はなっていますが、あくまでも想定でありますので、それらと次の災害がいつ来るか分からない。特に諏訪部祭という、遊佐町で四大祭やっていますが、1804年の鳥海山の新山の噴火です。あのときは、象潟は九十九島の海が陸になってしまったぐらいの大災害が起きたわけで、そのようにやっぱり火山の噴火についてはまだまだ危険であるという認識は環鳥海のハザード会議では持っているわけで、それらと県と気象庁と会議の上でやっぱりしっかり、シェルター等の建設もやっぱり、例えば市町ごとに3期ごととか4期ごととかという形で準備をする、その手順が近い将来会議等で整えられることを期待をしています。

以上であります。

議長（土門治明君） これにて、2番、那須正幸議員の一般質問を終わります。

8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） それでは、本日最後の質問となりますので、張り切っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、産業振興の現状と今後ということで、壇上よりお聞きいたします。日沿道の県境区間の開通も間近となり、パーキングエリアの建設も進んでいます。この区間が開通することで、人の流れや物流にも大きな変化が期待されます。観光をはじめとした観光客のさらなる流入、都市圏の大型消費地への地場製品の販売、製造業の進出など、地元経済に大きな期待が考えられます。特に観光誘致や物産の販売に関しては、その中心となるブランド推進協議会の強化を図っていると思います。今年度に入ってから人員の補強を図り、その機能の強化を進めてきたものではないでしょうか。また、これまで長年行ってきた升川や箕輪、高瀬のサケの稚魚の放流事業、実証実験として町が取り組んできた漁村センターでのアワビの養殖事業、さらにマルハニチロが行っているサクラマス養殖など、水産業での養殖の産業化は今後の遊佐町の目玉産業になり得る可能性を持っているのではないかと思います。

今、遊佐町を取り巻く環境が大きく変化しようとしています。これを機に、これまで農産物の生産を中心に考えてきた遊佐町の産業をさらに発展させるためにも、いかにして商品につなげていくかを中心に、その考え方のチェンジを図るべきではないでしょうか。パーキングエリアを中心とした観光産業との協力による販売や、直売所などでの新鮮な農産品や魚介類の直販など、町内での販売拡大と大都市圏の大型消費地への販売拡大を見据えた政策の二本立ての取組は、これまでの生産中心で育ててきた地域産業をさらに発展させるためにも必要だと思います。

人口減少が顕著となり、その要因の一つとして働く場の不足があります。住民の方々の中には、いろいろなアイデアを持っている方もいます。そのアイデアを実現化できる環境をつくるのも行政の役割の一つだと思います。そこで、産業振興のこれまでの取組状況と今後の課題について壇上よりお聞きして、私の質問とさせていただきます。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、第1日目、5人目の一般質問者であります8番、赤塚英一議員に答弁

をさせていただきます。

産業振興の現状と今後についてというまとめた質問のところであります。平成17年度設立の遊佐ブランド推進協議会は、地域ブランド開発と販路開拓を目標に、遊佐カレーなど多くの特産品を生み出してきました。コロナ禍の前までは豊島区で遊佐ノ市を開催し、町の農産物や特産品の販売で町をPRし、首都圏で遊佐のファンを獲得しました。コロナ禍の影響で対面販売が困難になってからは、新しい生活様式に対応したECサイト販売の支援を展開しております。遊佐ブランド推進事業は、来年度、遊佐町総合交流促進施設株式会社で立ち上げる新事業部が主体となり、販売現場に近い利点を生かして、遊佐町ならではの特産品の開発と販路開拓をさらに進めていきたいと考えております。

次に、高速道路の開通が目の前であります。令和5年度まで遊佐鳥海インターチェンジ、令和8年度までには日沿道秋田県境区間全線開通がそこまで来ており、交流人口の拡大が進むことが想定されております。観光産業と連携した商品開発は重要であると認識しております。今年度、モンベルのふるさと納税サイトの参画を機に、モンベルと連携して鳥海山をデザインしたオリジナルタンブラーの開発中であり、年度内には道の駅、ふらっとで販売する予定であります。鳥海山を軸とした商品など、観光誘客につなげるにより、遊佐ブランドを今後も推進していきたいと考えております。販路拡大の取組は、年代などのターゲットを明確にして、販売層を絞り込んで需要の発掘を行い、対面販売と通販を交えた効果的な取組を支援してまいりたいと考えております。

サケのふ化事業、アワビの養殖事業につきましても、これまで継続した取組を行ってきております。サケにつきましては、県内の遡上数の約9割を占める月光川水系にある本町の鮭漁業生産組合では約2,000万匹の稚魚の放流を行っております。また、全国的なサケの不漁により、ふ化用の卵が不足している現状から、昨年度は県内外へ約400万個の卵を提供し、全国のサケのふ化事業に大きく貢献しております。アワビの養殖実証実験につきましては、平成27年度から取り組み始め、8年目となりましたが、いろいろと試行錯誤を重ね、近年はある程度安定した飼育ができるようになり、昨年度からは配布要綱を制定し、ふるさと納税の返礼品や食材として遊楽里等への販売を行うまでになりました。今年度も関係機関の協力を得ながら、販路の開拓や加工品開発に努めております。パーキングエリアタウン整備後には遊佐のサケ、鳥海アワビを目玉商品として提供できるように、ブランド推進協議会等との連携を図りながら、引き続き加工品開発に努めてまいりたいと考えております。

企業開発事業におきましては、令和3年度、鳥海南工業団地に、鳥海南バイオマス発電所の企業立地がありました。直接、間接の雇用を合わせると、かなりの人数が新たに関わることとなります。いまだに分譲先が決まっていない22.6ヘクタール残っておりますので、高速道路開通による交通アクセスの利便性向上と輸送の活性化は、工場等の新規建設に有利な条件であると考えております。山形県、近隣の酒田市と連携して、バイオマス発電関連企業など、今後も新たな企業誘致にも努めてまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） それでは、私のほうからまた再質問させていただきます。

まず、今お話ありました、ちょっと答弁のほうでありました、工業団地、非常に、直接間接の声も含め

てかなり期待できると。これ非常にうれしい話でございます。ぜひこれはもうどんどん、どんどん進めていってもらえればと思いますし、酒田の工業団地ですか、去年の工業団地見ますと、結構いろんな形で建物建っているようです。私あそこの前しゅっちゅう通るのですけれども、日に日にあちこちで建物建って、結構これ高速であったり、いろんな条件が整ってきて、非常にいい形でこの地域、酒田、飽海の地域、経済が活発になってきたのだなというふうに思っておりますので、この辺は今答弁のほうにもありまして、酒田市、また当然県も一緒になってやっていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

さて、今回この質問した一つの理由として、私も今までいろんな形で、特に私、農業というよりも水産のほうメインでお話ししてきましたけれども、水産の部分、割とやってきたのですけれども、よく考えてみると、需要を喚起しないと、供給を幾ら頑張ってもお金にならないなというような思いがあったものですから、ちょっとこういう質問させてもらいました。

町長も以前言っていましたけれども、例えばイケ・サンパーク、東京のイケ・サンパーク、豊島区です。当町といろんな形での交流、非常に盛んにさせていただいております。あそこで今、いいところにブースをつくってもらったと。この間、担当者が、物販で行って、非常にいいと、よかったという話、お伺いしています。そういういいきっかけをいただいているにもかかわらず、このコロナ禍でなかなかできなかった。これからやっぱりそういう部分をいつでもスタートできるようにやっていって、いざもう大丈夫ですとなったときには、もうばんばん、ばんばん、こっちのほうから出かけていって売れる。そうすれば、遊佐町の魅力をもっともっと発信できるのかなというふうの一つ思っています。

もう一つが、高速道路、今、パーキングエリアタウン、ということはパーキングエリアの建設が始まっているわけですが、そちらを中心とした観光なんかで人を呼び込む。呼び込んだ人に、いかに町にお金を落としてもらうか。あわせて、町民が農産物や水産物を購入できる場をどれだけつくれるか、この辺が重要だと思うのですけれども、この辺、これまで若干薄かったかなと、その力の入れ方が全くないというわけではないのですけれども、薄かったかなと思うのですけれども、この辺産業課としてこれまでやってきた、また現在こういうことやっているよというのがあれば、少しご説明願えればと思います。

議長（土門治明君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） イケ・サンパークの出店ということで、今年度、11月5日から6日ということで、2日間出店してまいりました。その前は、町長答弁にもございましたように、遊佐ノ市を開催していたもの変わったものでございます。

ちょっとお話しさせていただきますけれども、ファーマーズマーケットということで、道の駅のふらっで出店しました。このファーマーズマーケットのほうには遊佐町として初出店したというようなことになりまして、米、パプリカ、最近開発された遊佐メンマなどの特産品を販売して、来場者に大変好評だったというような状況でございます。さらには、その中で特に売れたもの、いろいろ様々商品のほうは持っていったのですけれども、その中で特に売れたものがイチジクのジャムとかメンマ、あと日本酒とか、あとサケ・マス加工品とか、野菜等というようなものであったようです。会場においでになった方々に対しては、出店した側のほうからは、まずまたとない機会でありまして、ふるさと納税なんかのチラシなんかも配らせていただいて、町のPRも併せて行わせていただいたところでございます。

参加した方の総評というか、感想としては、これから回数を重ねて参加することによって、町の知名度

も上がってくるだろうというような分析もしておるようで、このコロナ禍で実際実施するのは制限されるのかも分からないのですけれども、こういった加工品をPRする上では、一定商品のそういった試食の準備なんかもあれば、さらに売上げの向上につながるというような分析もされているようで、特ににくもちなんかも持っていったのですが、にくもちの認識というか、何というようなことをおっしゃる方も結構いたようで、その辺はやはりPRが必要ではないかなと思っております。

このコロナ禍でどのような状況になるかは分からないのですけれども、今回行ったこういった対面販売において、引き続き町の特産品を販売しつつ、ふるさと納税や、同時にECサイトの事業にも力を入れておりますので、そういった宣伝を強化しながら、やはり首都圏での遊佐におけるファンを新たに増やして販路の拡大につなげていくことが、外貨の獲得にもつながっていくのではないかなと思っておりますので、その辺はそのような考え方で進めていければと思っております。

以上です。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） ありがとうございます。せっかくのいい機会なので、これをうまく利用して遊佐町の知名度を上げる、これは重要だと思います。

あともう一つ、今にくもちの話題が出ましたけれども、にくもちも含めて、我々にくもちと言われれば、こういうものだってばあんと出ますけれども、やっぱりイメージが湧かない、1つ。あと、ただそのおもち一つ採ってみても、おもちの食べ方を広げていくというか、教えていく。教えていくという言い方も、こういう食べ方ありますよというのを広げていくというのも必要かと思うのです。やっぱり例えば農業でいえば、パプリカなんてずっと遊佐町力入れてきた産品の一つではないですか。でも、意外と食べ方を知らない。なので消費が拡大しない。消費が拡大しないということは、売れる量も限られてくるというところがあるのだと思います。そういうことを考えると、ただ持って行って並べて、さあどうですかというよりも、その食べ方までプレゼンテーションというかコマース化してくる、使い方を広めてくる。広めてくるっておかしいですけれども、気づかなかったこういう使い方どうですかみたいなのを提案してくるというのも一つの方法だと思うのです。意外とその辺がどうしても薄かったので、持って行って並べて、どうですか、いいね。売れるのだけれども、数量もやっぱり限定される。回数も、なかなかこのコロナ禍でできない部分、限定されてくる部分がいっぱいあるかと思うのですけれども、この辺をどんどん、どんどん提案していくのがブランド推進協議会あたりの役目の一つかと思うのですけれども、この辺、産業課として内部でどういう話になっているのか、少し教えていただきたいと思っております。

議長（土門治明君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） 今、議員のほうからパプリカの食する方法についてということでご提案というか、そういった意見ございました。あまり単品についての食し方等といった、そういった論議には、ブランド推進協議会の中では今のところは議論されていない状況ではございます。

ただ、今、やはりこの新たな需要の掘り起こしを行うというようなところから考えれば、パプリカをはじめ各事業者、生産者によって開発、商品化された多くの、本当にブランドを遊佐ブランドとして十分な価値を持っているものが、町を代表するそういうものがたくさんございます。そうしたものの単品の活用をいろんな角度から検討して、宣伝につなげるというようなことも確かに重要なことであると認識します。

あわせて、これまで新たな特産品の開発に加えて、今申し上げた様々な既に商品化されたたくさんの既存の商品がございますので、それぞれを新たに組み合わせてパッケージ化し、販売するというようなことも販売戦略の一つではないかと考えております。

例えば、これは全く例えばの話なのですけれども、お酒の酒と魚のサケをかけ合わせて、これは全く例えばの話ですが、耕作くんとサケジャーキーとか、耕作放棄地から生み出されるサツマイモからできる耕作くん、焼酎の耕作くんと干し芋なんかございますので、そういった商品自体の持つ特徴、あとそういった商品化に至る背景など、本当に様々なものがあります。こうしたことについて様々な角度から商品分析をいま一度行って、パッケージ化して、新たな組合せの商品として販売するというようなことも可能なのではないかと考えております。さらに、この商品のパッケージ化を行うということは、例えば年代とか性別なんかについて、販売層を絞り込んだ上での販売戦略にもつなげることができるのではないかと、そのように考えてございます。

これからは、新たな商品の開発はもとより、こうした既存、特産品の食し方も含めた、そういったブラッシュアップ、あと3つ目として、先ほど申し上げました、既存商品の組合せによるパッケージ化など、そういったことを行って、様々な角度から消費者にアピールするような、そういった販売戦略を進めていけるのではないかと考えておるところでございます。

以上です。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） 非常にいいと思うのです。例えばということ言っていましたけれども、例えばそういうのもっともって課内であったりブランド推進協議会とどんどん議論して行って、その中で一つでもいいものつくってってもらえればと私は思っています。

いいと思うのです、サケジャーキー。私もぜひちょっと試食してくれということでもらいましたけれども、何か今食べると非常に強烈な香りが世の中に迷惑をかけるという話があったものですから、今日夜、うちで食べてみようかなと思っていただいていたのですけれども。例えばこういうのと、今言った耕作くんを合わせてパッケージングしたりとか、いいと思います。例えば地ビール、たしかあったはずです。そういうのとパッケージにして、プレゼントしていくと、それだっていいと思います。

あと、ジャーキーではないですけれども、もう退職なさった、前の産業課長をされた職員の方が趣味でスモークサーモン作ったとありました。非常ににこにこしながら私に「ほら」って見せてきたのです。おいしかったです。例えばそういうのを商品化していく方法を考えるということも一つの方法だと思います。特にサケなんて、今の時期どんどんもう上がってきていたものですし、今、遊佐町では一番重要なのはイクラといいますか、卵、それを稚魚として育てて、また放流して戻ってきてもらう、この部分ですけれども、身のほうがあるわけですから、身の有効活用として、だからそういうの、それを持って、あのとき私冗談で言ったのですけれども、銀座にある県のショップの前を借りて売ってきたらどうだと。スモークサーモン、遊佐産スモークサーモン、名称あれですけれども、遊佐スモークサーモン、鳥海スモークサーモンでもいいです。その中でも、例えば柘川なら柘川の、柘川、箕輪、高瀬とかと、味を。当然それなりに個性出るわけですから、それで3つを競争ではないですけれども、そうやって売ってくるのだから一つの方法ではないのという話をしたら、いいねと言いながら、にこにこしながらそのままになってしまった

ということもありましたけれども。

例えばそういうアイデアをいろんな形でどんどん出していってもらう。そのための、ブレインストーミングではないですけれども、かなり議論、正式な会議でなくてもいいです。そういうのをどんどんして行って、アイデアをつくっていただければなと思うのですけれども、その辺体制的にちょっと厳しいかなと思うのですけれども、ブランド推進だって同じだと思います。その辺をいろんな形でアイデア出してもらえればいいと思いますし。特にさっきちょっとパプリカの話をしていただけなのですが、例えばパプリカとサケをうまい具合に組み合わせ、例えば……遊佐町には2つ酒蔵があるわけですから。杉勇と東北泉。この料理だったら、例えばサケとパプリカをマリネしたやつ、この料理だったら、例えばこっちのお酒が合いますとか、これだったらもっとフルーティーな感じでこっちのお酒が合いますよと、そういう組合せをどんどん考えていって売っていくのも一つかなと。意外とそういうのって、我々今までできていなかったですし、いろんな情報を見ていると、割とその辺多いようなので。ただ、情報を仕入れているかどうかというのも若干あるものですから、その辺も含めて産業課、もう一頑張りしていただけるとありがたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（土門治明君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） ありがとうございます。例えばブランド推進協議会においていろんな商品の開発、商品の利用というようなことをこれまで行っておりますが、例えばこれを一般町民の方を巻き込んで、例えば県のほうだと、たしか今、食を大切にするというような、そういった考え方から、県民の方々から、廃棄料理ではないのですが、不要とされるようなそういった利活用を含めた創作料理の開発というような視点で何年か前から公募して、それを県民の皆さんに紹介しているような、そういった事業を行っていたと思います。そういった視点を参考に見れば、例えば一般町民の方から、それぞれの家庭でパプリカ等も食していると思いますので、そういった料理の仕方を公募というか、募集したりして、そういった事業の展開というか、町民の方々にそういった食し方をお知らせしたりして、食べ方を募集して、そういったものの需要拡大につなげていけるというような、そういった考え方もできると思いますし、既存の協議会等において皆さんと論議するというのも、それは組織の機能上、十分必要なことですが、そこに新たな町民の方を巻き込んで事業展開をするというようなことも一つの新たな政策というか、方向性の一つだと考えておりますので、核はブランド推進協議会、次年度から株式会社の方に移管しますが、そういった考え方を持って進めていくことも可能なことなのではないかと考えております。

以上です。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） その辺はぜひ、可能なのであればどんどんやっていただければと思います。

あともう一つ、やっぱりほかの分野、ほかの課なんかと、やっぱり情報交換の中でいろんな形が出てくるかと思います。例えば前回もちょっとお話したのですけれども、米粉麺、フォーだったりビーフンだったりという話、させてもらったときあったと思うのですけれども、そういうのって、例えば教育課あたりで考えれば、学校の給食でアレルギーをお持ちのお子さんって今いっぱいいますから、小麦の麺類が食べられないという子供向けに、例えば米粉100%のアレルギーのない米粉麺を例えば提供する。すると、同じものを同じように食べられる。そういうのだから一つのきっかけになるかと思います。

また、福祉のほう考えれば、この間、イケ・サンパークの話もちよっと聞いたのですけれども、ペイペイ、非常に好評だったと私聞いています、イケ・サンパークで。何を持ってこようかというのは……今副町長、首かしげていますけれども。ただ、あのときは東京でもやっていて、非常に同じことやっていたもので、薄まったという話も聞いたのですけれども。例えば高齢者向けに、今ペイペイだと、みんなスマートフォンでやらなければならないのですけれども、どうしてもやっぱりスマートフォンが使えない、どうしても使えないという方々に対してのいわゆるキャッシュレスサービスとして、例えばほかのやつも一緒にできないかとか、そういうのを検討するのは一つの方法だと思いますし、いろんなことができると思います。その辺は、いろんな形で話ししている中での、困り事解決ではないですけれども、そういうのも一つの方法にするのも手でないかなと思っていますけれども。そういう部分での横断的な話というのはいかがでしょうか。

議長（土門治明君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） ただいま議員からお話ありました横断的な取組というようなところにおいては、今のところはまだ具体的な動きというか、そういった進めているわけではございませんので、もしそういったいろんな情報を、各課、横のつながりの中で共有させていただきながら検討させていただければと思っております。

以上です。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） ぜひお願いしたいと思います。

あと、少し話は戻るといいますか、ちょっと変わりますけれども、アワビのほうも大分いい形で進んできているという町長答弁の中にもありました。ただ、やっぱり夏場の飼育の状況が非常に大変だということで、まだまだ民間への移行、また販売へのつながりというのはなかなか難しいという話も聞いています。この辺も含めて、例えば今新しい一つの産業といいますかね、風力発電、洋上風力発電なんかは非常にいろんな形で議論されているわけですが、それでも風力発電であったり、太陽光発電であったり、そういう再生エネルギーなんかあるわけですが、その辺をうまく使って、自然に優しいという形で、例えばその水温の冷却に使うだとか、そういう形をどんどん、どんどん取り込んでいって、一つのシンボリックなものに再生エネルギー、環境に非常に気をつけている町という意識づけというか、そういうのにするのも一つの方法かと思うのですけれども、この辺はまた課が違ってくるので非常に難しい部分あるのですけれども、今、アワビとか、そういう養殖関係でそういう話聞いてきますし、いろんな再生エネルギーの利用方法あるわけですが、そういう情報というのは産業課として入ってきているものでしょうか。それをうまく使ってやっているとところっていっぱいあるようなのですけれども、そういうのを遊佐町では取り組んでいけないのか。取り組んでいって、それが一つの産業にならないのか、その辺少し状況分かればお聞かせ願いたいと思います。

議長（土門治明君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） 水産のアワビの加工ということで、今後も水産加工物として、町にとっては大変重要な産業開発商品になるという認識はございます。

その中で、アワビの養殖については、やはり実証実験を始めてから8年目ということで、ようやく一定

の確保をしながら販路の拡大というか、外に向けた販売が課題となっております。当然、使用施設においては電気も使うし、水道は使わないですが、飼養管理に人件費等も使って、事業を実施する自体にかなりの経費がかかっているのが現実でございます。

今頂戴した、例えばそういった電気のところを洋上風力発電等のそういったことによりというようなことではございますが、これはまず洋上風力事業における地域貢献というか、そういったところでの、話というか課題になってきておりますので、今ここで申し述べるということは大変私の立場からは難しいことではございますが、仮にそういったところからのエネルギー供給をこういった事業のほうにいただいて、ようやく軌道に乗ってきましたアワビ養殖について、さらに事業化のほうに進めていくとなれば、議員に今いただいた自然に優しい、本当にほかのアワビとはまた線引きした、何かやはり遊佐町ならではの、今は鳥海あわびとしては売っておりますが、さらにそこにまた新たな付加価値をつけた商品開発につながるものとは認識しております。

以上です。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） いろんなやり方あるかと思うので、どうやって産業に結びつけていくか、これ一番重要だと思いますので、少しちょっと散漫な話になってしまったのですが、行き着くところはやっぱり産業振興の部分で、いかに今ある分を伸ばしていくか、いかに新しい事業を伸ばしていけるかというのだと思いますので、ぜひその辺、産業課が一番大変だと思いますけれども、やっていただきたいと思えますし、特にアワビに関しては私も非常に思い入れありますし、アワビのアヒージョはどうなったのかなどと日々思いながらいるわけですが、この辺に関わった企画課長もその辺心配している部分あるかと思うので、ぜひこれを商品化していただければなと思っております。

この辺、少し話はまとまりつかない部分たくさんあったので、何とも言えないのですが、これまでの話した内容を聞いていて、町長、何かご感想あればお聞きしたいと思います。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） やっぱりどうやったら地域の活性化、企業誘致も含めて、それから商品開発も含めて、売れるものをどうやって作っていく、それも、ないものねだりはまず駄目でしょう。あるものをどうやってつなげるかということが非常に大きな課題だなというふうに話を聞いて感じました。

実は今、12月18日に湧水フォーラム、11年ぶりに開催するわけですが、我が町にとってはやっぱり水、おいしい、そして良質で、ミネラルもあって、まさに宝物はそういう軟水系でということと、水はやっぱり町の宝だなということは感じます。その中で、実は今、旧7号線沿いのあぼん西浜の向かいのところに鳥海山蒸留所ですか、ウイスキーの酒田の企業、また1社、我が町で事業を始めようとしておりますが、私はちょうど金龍の社長から、今、吉出で始めるときに、この水は非常に、月光川水系の水っていいのだよねと、ちょうどpHが軟水系で、ウイスキー造るには最も向いているという話を伺いました。造っているのは造るのですけれども、原料の大麦が全部うちの遊佐町では今作られておりません。外国からの輸入という現状であります。悔しいなという思いで。小麦はなかなか季節的に、上を向いて花が咲くときに上から雨が来るような気候状況で大変だという話は伺いますが、かつて遊佐町でも大麦は作っていたのだという話を先人から伺っておりました。なぜならば、大麦は開いたら上を向かない、下のほう向い

ているから、雨にも非常に強かったのだという話を聞いておりました。できれば原材料の一部でも、今田んぼがなかなか、生産の目安でいくと大幅減反がなかなか解消、県ではしてくれる方向には進まない。そんな中で、お米の消費は毎年かなりの勢いで減っていくという話も農水省はもうしているそうなので、ウイスキー造る分ぐらい遊佐町で大麦が作れば、何とも夢のある話になるのだけれどもねという話を、かつて大麦を作った先人に聞いたところ、遊佐では多分作る気になれば作れるやって。ただ、それ今の技術というのがスコットランドの技術がどうなるものか、それらはまだ分かりません。ただ、麦芽の発酵のあれは輸入品を使うにしても、それら等がやっぱり一貫してこの地で生産できるようになったら、2つの蒸留所を持つ、全国でもまれに見る珍しい町ですから、そんな夢のような話をちょっと私思い出していたところですよ。

やっぱりないものは駄目って言いながら、今遊佐町では大麦は全然作られていないという現実を悔しく思いながら、もしもできるのであれば、それで、それがいいやつができたならウイスキーに転移できれば、まさにお米の減反している田んぼはかなりあるはずですから、それら等を活用しての町の、実は農業振興協議会、毎回生産の目安を示す時期そろそろ来ていますが、積極的に賛成という委員は誰一人おらない現状です。減反率が三十数%、40%近くなってきたときに、それでいいよなんていう積極的に賛成の委員が農業の振興協議会でいない中で、どうやったらそれを、転作って言わないで、新たな作物、商品の原料を町内で作るのだという発想に切り替えるぐらいの発想をしていかないと、なかなかほかに打って出て、新たなものを全国全てもあるものの中で勝負をしても、なかなか勝てないかと、それぞれの生産で基盤築き上げたところは、もう既に築き上げています。うちの町はお米なことは間違いないのですが、それら等の淡い希望を申し上げて、感想にさせていただきます。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） ありがとうございます。決して淡い夢物語ではないと思います。素人なので農業の云々に関しては私は何も言えないのですけれども、やっぱりそこは希望をしっかりと持ってやるべきだと思いますし、この間は稲川の町民座談会で終わってから少し会場に来た方と話したときも、例えば西浜でブドウなんかどうですかと、そのブドウを使って、ではワインなんか造れたらいいよね。それだって一つの淡い夢かもしれませんが、非常にそれは全くできない話ではないと思いますし、いろんな条件あるのでしようけれども、それを一つ一つクリアしていければ、日本酒、焼酎、ビール、ウイスキー、ワイン、もう遊佐行ったら取りあえず何でも飲めますよというような状況だっただけでつくれると思います。そこに来て、アワビであったり、そういうおいしい食べ物がいっぱいありますよなんていったら、おいしい食べ物いっぱい食べて、おいしいお酒をいっぱい飲んでいただける、そんなシーンになるかなと思いますので、ぜひその辺はそんな弱気にならないで、町長にしては珍しいかと、弱気な発言だなと思って聞いていたのですけれども、その辺は弱気にならずにやっていただければと思いますし、産業課長のほうには大変だと思いますけれども、やっぱり前向きにどんどんやっていただければと思いますので、その辺を期待とお願いをしながら、私の質問終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（土門治明君） これにて、8番、赤塚英一議員の一般質問を終わります。

本日の会議はこれにて終了いたします。

明日12月7日午前10時まで散会いたします。

(午後 4 時 2 2 分)